



るべきだろと私は思うので、今それをやつておられるかどうかということを聞きたかったのですが、これはあなたから聞かなくたって大体見当はついておりますから、その問題については、まあ一応突っ込んでは申しませんが、実はそういったような趣旨の下にこの法案といふものをいろいろ考えてみますと、実に法律的には整備せられた法案であり、監督も十二分に行われてあるにもかかわりませず、実情はそうでないということがたくさんある点を、私は一つの例として今指摘したわけなんです。

そこで、それに関連しまして、今回この法案を改正して、整備するという趣旨である、この投資信託、オーバン信託型ですね、この問題について、組み入れ銘柄を追加することができるので、それをごく容易にする法案であろうと、その改正をしておると思うのですが、その追加銘柄の、あるいは認可基準といいますか、こういうものについて一つ御説明を願いたい。

○説明員（小林鋼太君） 最初のお答えの中に、ちょっと補足させていただきたいと思いますが、買い戻しにつきましては、現在は約款上はこの買い戻しに応じることができるという意味で、買い戻しをする場合もあるという意味の規定でございまして、買い戻しをすることの約款上義務があるようなものにはなっておらないのでございまして、ただ実際の扱いとして、従来大体においてこれを買い戻しに応じておるというような例でございますから、そういう例に従うことが普通の場合でありますと、こういうふうに考えておるわけでございます。

あとの組み入れ銘柄の問題でござりまするが、これは現在のやり方といわしましては、認可ということでは書けではおりませんのでござりまするが、指導といったしまして、組み入れる銘柄は、まず第一に上場銘柄であるといふこと、それからある程度収益力のある、配当といったものが、ある程度込まれるものである、また配当は、かなりに見込まれる割合が少いといったしましても、会社に含みがありまして、株式の内容として価格が期待されるものである、こういった、投資信託と一緒に見込まれる割合が少いといったとして適当であろうと、いうふたつ思われるものを組み入れるということにして、一口に申しますると、投資の対象として、現実にこれは認可とか承認として適当であります。このことにはなっておりませんで、会社としまして、これはまあ、そのつどどの会社の運営にもよるわけですが、いまして、現実にこれが認可とか承認とか、認可とか、あるいはあらかじめ承認を受けるということではなく、あらかじめこういう範囲のものを上場銘柄とすることによって、指導として注意をしていて、その届出を受けておりまして、その届出を受けたものを見まして、私どもで多少どうかというものについて、指標についてこれを組み入れるというふうに書いてありますので、約款上は、上場銘柄についてこれを組み入れるといふふうに書いてありますので、約款上は、上場銘柄なら何でもいいというふうにもなるわけでござりますので、指導としては、そういうふうにしてやっておられます。

すが、そのあとは、端的に言えば話合いで、これはよからうと、届け出上げればこれは認可してよろしいと、こういう実情のように私は受け取るのであります。今まではその点について、たとえば上場株とか、配当を二年間以上続けていた株とするといったふうのものを、あなたの方の方で標準として認められて、認可というのは、むずかしい意味ではなくに、組み入れることをしないだらうという了解を与える範囲について、おのずと、そこに、何らかのさしを作つておいでになるかと思うんですね。それについて私は説明を求めたわけなんです。その場合は、はなれど大いまい模糊たるような御説明で、私はこれに対しては非常に不満です。そうしまして、私が今追加組み入れのことについて申し上げたのは、今まで投資信託として、常識的に考えて、いだらうと思われるような株以外のものに拡張していくこうという御趣旨でしよう。今までの銘柄より拡張していくという御趣旨がここにあると思うんですね。その点について改正なさる際に、今あなたの方で何かお考えになつていることがあるかどうかということを伺つてみたいと思う。

○岡崎眞一君 今の御説明を伺つて、お分かりになりますと、投資信託である限りにおいて、利回りとか、資産が堅実である等の機的的なものであるということについては、これは避けるべきだという、そういうお話を私は聞いたのです。そういうことであつた。つまりその機的なる性質をもつた株といふのについては、なるべく排除しておきたい、という御説明でしようね。

○説明員(小林誠夫君) そうでござります。

○岡崎眞一君 そうですね。ところが、現在市場では、そういうことを一度の新しく投資信託を募集する場合に、配当その他の観点から、むしろ機的であるというよりは、そういうスペックキュレイトによって、投資の興味といふものをそそるがごとき印象の宣伝をして、そういう銘柄を加えるといふことをもっぱら言いながら、業者はそれをやつておられるということが実情らしいのです。それは、あなたの耳に入つてゐるかどうか知りませんが、それはなぜそういうことをしなければならないのです。多くの新しい加入者が来ないかという問題を追及していくと、今までは相手をしつかりした人が持つておつたが、今度は零細なというか、金額の少い、いわゆる一時証券の大衆化ということ

を盛んにうたつて、そして多くの人が業者に踊らされて、そうして大いに株を持つて引っ込んだような、そういうものはこわいものだという印象を持った。また利益で働きかけて、人たちに、のうわざも七十五日で、忘れたころにやろうとする。それから、いろいろバチンコ的な意味合いで投資信託を持とうとする人たちに呼びかけて集めようとする手段だと、これは独創的な考え方かもしれないが、私、個人的に考ふかもしませんが、くといふことであれば、これは非常に危険がある。これはいわゆるマラソン的に、投資信託というものを次から次とふやしていくないと、結局期日が切ましようし、そのためには、新しいものを、それを解約して返すといふときに困るというような問題もあります。そのためには、新しいマラソン的なやり方、こういったような実情に投資信託というものを現在は置いている私は思ひうんです。これは多くの識者もそう考へておらうと思ひます。そういう趣旨が私は入ってゐるんじゃないかと思ひますが、そこで、そういうような投資信託といふものの観点を、法規はこうですけれどもいつて、法規の運用をそこで手かげんを加えれば、こういう危険がますます出てくるわけで、そういうふなことで、私は今御質問申し上げたのは、そういう銘柄とか、そういう監督をしますと、こういう投資信託の趣旨が何をその点について考えておられるかということを開きたい。これは、へたに反するような結果をあなた方が生まれる危険があると思います。これは私

の今度の質問をしております趣旨は、法案の改正とは関連はあります。しかし直接一々の字句にわたって聞いているのではない、もっとほかの大きな第三者的な観点から私は質問しているわけです。

得ないという結果がそういうことにあります。なつておるわけでございます。これが続いて現在償還の延期をいたしておりますのも、前回御説明申し上げましたように、受益者の意思といふものを尊重いたしまして延長をしておる。それが、証券市場のため、また受益者のためにも、結果において有利になつておるというふうに思つておるわけでござります。現在も、設定そのものが別に次から次に設定しなければいけないと、うふうな事態には、これはなつております。現もわけで、現在も募集額自身は減少しておりますが、別にこの募集額を無理にあげなければ運営がつかないというような事態では全然ないわけでござります。それから、今の銘柄の点でございまして、それから、今の銘柄の方に對しましての私どもの指導といたしまして、大体お話し申しましたような一つの考え方の基準といたしまして、まあ利回りが八分くらいはあるもののが必要じゃなかろうかということ、それから売買高が相当多くて流通性があるということが必要じゃないか。それから原則として価格といふものは額面を維持しておるということが必要じゃないかというようなことを言っておりまして、これに対しまして、もちろん株式でございまするから、機械的には判断することもできない面がありますので、利回りがかりに八分なら八分欠けているんだからいけないといったようなことでなく、株式全体としてみて、同時に銘柄がいいかどうかということを判断することをもつて指導しておるだけでございまするので、こういうこと

が、何と申しますか、やはり当事者としての判断をすることが、その職務であるわけであります。それの一つの基準としては通達をしておることでござります。さうな通達に従つて現在やつておりますのを見てみると、非常に銘柄が分散をいたしております。分散投資というのが、これが投資信託の建前であります。大体五億くらいを組み入れましても、銘柄といたしましては百五、六十から二百銘柄くらいのものを、五億ないし十億くらいのもので入れておりますので、非常に分散をしておりまして、片寄った投機的な株式に投資しているという事実は、これであります。投資信託と申しますけれども、普普通に三年間預けて、そしてそれは、これは時価で売買するもの、従つて株式に近い性質を持っているものであります。投資信託と申しますけれども、普普通に三年間預けて、そしてそれを運用委託するという意味の投資信託と違いまして、時価が発表されまして、時価でいつでも売買できるという性質のものでありますから、投資者立場に立ちますと、やや株式投資にして、時価でいつでも売買できるといふ形のものでありますから、投資者株を買うということではなくて、頗んでも、共同の財産として専門家に委託しますが、仕手株的なもので運用されるということは、全然性質そのものが違うものでございますので、そういう仕手株的なものに片寄つて運用する

いうことは現在もやつております。し、私どももそういうふうにならないように今までも指導して参りましたし、今後も指導するつもりであります。そういうような投機的な資金を集めることの意味のこととして私ども全然考えておりませんし、まさようことかをかりにもし考えるものがあります。でも、私どもとしては、そういったことの運用はすべきでないと思っております。

○岡崎真一君 今説明を聞いておりますと、実に立派な作文だとと思うのです。実際はそうでないようですが、これは私の見解とあなたの見解と違うでしようから、これは議論する余地がないと思います。今あなたのお話のうちにもあったと思うのですが、だんだん今度の改正というものを見るといふと、投資信託的傾向から株式投資的な、信託投資的傾向を持つようなふうに移行するような傾向のことについて、少し触れられたと思うのです。それでも、もちろんそういうことは、投資信託の趣旨からいけば、これは排斥すべき問題だと思うのですが、そもそもこの投資信託というものを始めたときの最初のいきさつは、あなたもよく御存知だと思いますが、それは、要するに資金に困つて、そして証券業者が手持ちの株をどうさばくかというようなことのためにこういう案を作ったのだと思う。しかしそのときには、根本的にはこの問題に

ついては将来禍根があるぞということは考えておつて、投資信託そのものの本筋は、しかしこれは証券業者が扱うべきものじやないという考え方で、これは、この前の改正のときにも、局長でしたか、誰でしたかと相当私は議論をして、あるいはその点についても方も納得して、私の議論はよくわかつておるのでしたでしょうけれども、わかつておられる立場上言いにくかったようになりますと、一時よくなつてそして進んなどもあるつて、そういうようなわけできて、さらにまた悪くなると、こういったような問題が再燃してくる、それが、そのように、証券業界が不調でありますと、たゞような問題がいつのたびにこうじたような問題がいつも起つてきて、まあいろいろなことが繰り返えされる。保全会の問題じやないけれども、やはり問題が起るような傾向をわれわれは心配をするわけであると同時に、大衆投資というものに対して、多くの人が、その趣旨を、いいものであるにかかるわらず、こわがってしなくなつて、結局、結論において、自分で自分の、証券業者の首を縊めていくような、あるいは企業に対する資金、というものの投資しなくなるというようなことになつてくると思いますけれども、そういう傾向がもう近ごろ現われておるよう私思つうのです。そこで私は、まあ、あなたに質問して、あなたから答えを得ても、これはつまらぬことですし、また責任ある答弁を求めることがで能くと思うのです。その前に私が突つ込んで、あなたがさつきみたいに私の言うことを、実際問題について個々の例をあげれば限りなく反駁する材料をあなたは持つております

す。しかし、それはまあ、あまりばくはつぱい話だから、そんなことは、お互いにこういう事情に詳しいものにはわかつておる、あなたの方はよく腹の中でも御承知でいるのだから、それはあえてここでは申しませんが、大体この投資信託といふもの自身を証券業者が扱べきものじゃなしに、これはあくまで信託業者が扱つて、証券業者そのもの、が、これはいわゆる窓口の役をする、そうして信託証券そのものをオーブン型のもつと融通性のあるものにしていくのが、これでは申しませんが、大体この投資信託の趣旨をもつと健全なものにしていくのじゃなかろうかと、こう思うのですが、これが、これについては業法の改正も要りましょうし、いろいろあると思うのです。ただこの投資信託そのものが、つまり信託者がほんとうに業者にやることができないというような信託業法の改正を要する点もありますから、それよりも、こういうことを考え出したのは、要するに証券業者が考え出した問題であったから、自分たちのいいようにして、あるいは売買の利益とか、いろいろなことに突っ込んで、まあその救済策としてやつたものであることは、これはもう明らかなんです。そんな観点からして将来この問題を見る、と、根本的にこの投資信託といふもの、を証券業者は触れないのだ、これはいわゆる株の売買を受託者の注文でやる、また投資信託そのものの売買を扱うというようなふうにもつていくべきでなからうかと思ひますが、これに対するあなたの、まあ責任ある御答弁は求められませんでしようが、一応担当課長としての考え方をちょっと伺つておきたいと思ひます。

○説明員(小林篤夫君)　投資信託の運営について、まあ証券業者が関与すべきでなく、他のものが、信託会社がいることが適当じゃないかということですが、現在の建前、信託会社と証券会社が社、委託会社と申しておりますが、これが契約をいたしておりまして、信託契約をいたしまして、すべて信託財産の名義人は信託会社でございます。また信託財産は、株券になつておるものも、一部金銭になつておりますのも、全部これは信託会社が管理しておられるわけでございまして、証券会社が現金、現物に手を触れるというようなことはもちろん全然できませんし、もちろん、この財産は証券会社と全然別個のものであることも当然でございまして、これも信託契約と形で一切は信託会社の管理下にあるわけでございます。そこで、今委託会社と申しておりますのは、これは法律上と申しておりますが、その委託会社の業務を現在証券会社が営んでおります。その証券会社が現在営んでおりますのは、証券会社として法律が認めておりますところの証券の投資の指図をする、運用をする。これはいかなる株を組み入れるか、いかなる時期にいかなる価額で組み入れるか、かようなことは一つの専門家として知識、経験があり、能力がある者の指図にまかせることが適当である。こういうことができような能力のあるものが委託会社として免許せられましてその仕事をやつておるわけでございまして、それ以外の点については証券会社、まあ委託会社といたしましてやつております

ことは、この証券会社の業務といたしまして募集の仕事をやり、また買いの仕事、これは受益証券も有価証券でござりますから、その有価証券の蒐集なり買い戻しの仕事をしておりますが、財産そのものの運用といふことでございましては、指図以外には現物管理等につきましては、一切信託会社の仕事になつておるわけでござります。

そこで今お話しの、さような場合であつてもやはりなお委託会社としての仕事はやらすべきでなく、これは証券会社以外のものが運用、指図をすべきものじやなかろうかと、かようなおおそれではあるかと思ひますけれども、それでもなければ、また証券会社がそつつけないということもでもなく、そういう知識経験なり、能力のあるものが、これが当るということでいいわけですが、いまして、まあ今実際問題といたしまして、もしこの指図につきまして本きな弊害でも起るとのことございまますと、これは考えなくてはならぬ、いうことになるかと思うのであります、現実の問題といたしまして、ただいまの状況においてきょうな弊害というものはないのじやないかと、こういうふうに見ておりますし、またかえつて一方におきまして、これが別会社になりますと、これはアメリカの例がそうなんでございますが、実際は委託会社と申しますのは証券会社の出資でてきております。ただ看板がこの会社になりますと、これはアメリカの例がそうなんでございますが、実際問題といたしまして、かような指図をする専門の会社というものはなかなか云々

で、きにいくような状況はどこでも同じじやないかと思うでございまして、証券業務というものがその性質上、さういう調査部とかいろいろの指図に関する適当とする組織を持つておるわけでござります。また委員会社といたしまして、証券業務をやっております。が、販売網を持つておって、実際上これを集めることができるというようなことになつておるわけでございまして、これを切り離しますると、米国の一例においては非常に高い販売手数料をとつておるというような条件もございますので、投資者の保護といふ面と、その実際等をよくにらみ合せた上で、私どももまあ今後も考えていかなくてはならないというふうに思つておるわけでございまして、ただいまのところでは、別にすぐさような方向に持つていかなければならぬというふうにも考えておらないような状況でござります。

が、しかし弊害の事実を列挙してみま  
しょうか。あるいはそういう必要もな  
でしようからこれはやめますけれど  
も、してもいいですよ。それと言え  
ば、あなたの方の監督不行き届きだとい  
ふことを私は究明しなければならない  
から、それは私差し控えたいと思いま  
すが、私はそういう問題は別にして、  
あなたは専門々々ということをおっし  
やるけれども、そのうちに言葉のト  
リックというものがあるよう思ふの  
で、あえてこういうものがすつきりと  
した業者、証券業者という……、また  
同時に証券取引法のうちの業者の取引  
に預金を受け入れる行為は認められて  
ないというのがあるでしょう。これに  
反すると思われる節もあるのですが  
ね。これについてはいろいろ局限の仕  
方はあるうと思います。しかしこうい  
う趣旨からいつても、あくまでも証券  
業者といふものは窓口の仕事をすべき  
ものであつて、こういうような運用的  
な仕事は、これはどうしても信託会社  
か、あるいは信託会社的性格を持つた  
別個のものがすべきものであるうとい  
うふうに私は考えるで、これについ  
てあなたの見解をただしてみたのです  
が、むしろそれよりも現在の方がいい  
のだという御見解だから、これは見解  
の相違ということで、追及してみたと  
ころで切りもない。これはまた場合に  
よれば業法の改正とか、そういうもの  
に関連しての問題をまた出さなければ  
ならぬかもしれません。そうしません  
と、非常に今の投資信託というものの  
あり方が、今後こういう形で進んでい  
くならば非常に弊害が起きるという心  
配をしているということを、まあ警告  
だけをしてことにして、質問は一応打

ら切ります。

○野勝勝君 私は岡崎さんのように金に融界ではありませんけれども、率直にお伺いするのですが、きょうは阪田理財局長もおりますから、政府委員会出席にお書き願いたいと思います。御質問にお伺いするのですが、これは一種の銀行の歩積みと解釈していいのですから、私はそういうように解釈されると、一体この改正案のうちに、今度は一つの何といいますかな、追加型証券投資信託の受益証券についてといふことでも改正をされたようござりますが、今日までも投資信託をしておる方は、いわば払い戻し等を受けないで追加証券をした場合があるんでございますが、それを今後は明らかにするところになつたのですけれども、一体こんなことをしなければ何がめんどうのことがあるんですか。何か投資信託がもうけが薄くなつて、やりにくくなつて、株の変動がないしするから、そこでさらに投資信託をやつたものの一切を歩積みして取り上げようと、こういうふうに解釈していいのですかな。私はいろいろとですからざつくばらんに……。

○説明員（小林謙夫君） ただいまお話をしのよくな趣旨のものとは全然これは違つておるのでござりますが、この今度の改正は、單に今やつておりまする投資信託の一つの形に追加型投資信託、普通オーバン型とかいつておますが、一つのまとつた、個々にそこのつど設定されて、投資信託が幾つもできてくるのではなくて、一つの財産としまして運用いたしまする形の追加型投資信託というのがございまして、

その追加型投資信託に関する規定は、いたしまして、法律の規定で若干不備な点もございましたので、そこでこの不備の規定を手直しをするという制度のこととございまして、その一つは、受益証券の記載事項について記載事項を改める、あるいは信託契約に記載する事項を改めるというようにいたしまして、まあ制度の適用をなめらかにやれるようになります、また監督上必要な規定を設ける、これだけでございまして、投資信託そのものについて別にとかくの、何といいますか、方針等に關しますることを改めるとかいうよう單なる規定の手直し的なものなのでございます。

んな払い戻しなどは取らないで、それにさらに加算をいたしまして、もつと株をやすやすということをやつておると思うのです。だから何もここで受益の記載を明記しなければならん、のために法律の改正をしなければならないだけでは私はおかしいと思うのですが、もしそれがおかしいといふことなら、見のがしていた政府当局側が私はおかしいと思うのですが、そぞろにいう点はどうですか。もしそういううとでないというのなら、私は理財局長から言明を願いたい。

おったのですよ。私は委託会社というものは、これはトンネル会社だか手続会社だか知らんけれども、とにかく私はこういうめんどうなことは別にして、一応私としては投資信託を対象にして考えております。そこでそういう会社で今まで手続をしておられたのです、われわれはめんどうなことなく、またそういう投資信託をした方に聞いてみるとそうらしいのです。それがもしこの法律を改正しなければできないことならば、違法を犯しておつたことになるとと思うのだが、その間はどうかといふのです。

○政府委員(阪田泰二君) この法律の改正点であります。現在までに、ここにありますような追加型証券投資信託にいたします場合には、現在の法律の規定通り、適法にやつて参つたわけであります。ただそれでいきますと、この追加型の特徴として、隨時に元本をふやしてゆくことがあるわけですから、それに不便でありますので、今後それを便利にいたそう、それだけのことでありまして、從来別に違法なことをやつておりますわけではありません。從来ちょっと不便な点がありましたので、そこを直そうというだけのことなんであります。

○野溝勝君 阪田さんにお伺いするんですが、投資信託を相当持つておる方が追加する場合があるんですよ。そういう場合は法律上はできないことになつておるかもしらんが、今までそれを便宜的にやつておつたところがあるんだ、そういうのはどういうのかといふんですよ、どういう形でやつておつたのか……。

おったのですよ。私は委託会社というものは、これはトンネル会社だか手続会社だか知らんけれども、とにかく私はこういうめんどうなことは別にして、一応私としては投資信託を対象にして考えております。そこでそういう会社で今まで手続をしておられたのです、われわれはめんどうなことなく、またそういう投資信託をした方に聞いてみるとそうらしいのです。それがもしこの法律を改正しなければできないことならば、違法を犯しておつたことになるとと思うのだが、その間はどうかといふのです。

的にいろいろな場合があると思うんですが、普通は追加するという場合には、従来は追加型の投資信託はあまり出ておりませんでしたから、普通投資者がおやりになつておるのは、そのつ

ではないかと思いますが、それでありますれば今回の改正には全然関係がないわけです。

が、大体自分の金を投資信託しておるのでございますから、その投資信託会社を信頼することは当たります。そうするとその投資信託会社がやはり有力銘柄とすることを発表すれば、勢いそれにつられるることは当りません。さらにはこの投資信託の建前からいって、やはり有力株を持つ、そういうことになると、結局その投資信託が、たとえば五大証券が好意を持っておる会社、ないしは、その有力

ついてはそういうことのあやまちを犯さぬためにはどういう監督をしておるか、どういうことをしておるかという点について一つお答えをいただきたいと思うのであります。

○ **説明員（小林鑑夫君）** 証券投資信託を営んでおりまする会社は、お話をよう、ある株式につきまして、これをまあその内容なりは、現在の時期として推奨と申しますが、買い付けについていろいろ広告をするということがござりますわけであります、これは会社いたしまして、いろいろの調査の結果、投資者に対する一つの参考の

とが一つの建前のものでござりまするから、私どもとして、法律なり約款なりに分散投資に関する規定もございませんから、その趣旨を徹底するように指導をしておりますし、現在まではさうなことがいなと思つております。  
○ 杉山昌作君 関連。その場合に今一、二の銘柄に集中しないということですね、たとえばまあ一億なら一億のユニットで十なり十五の銘柄を初めやりますね。そうすると、そのうち一億で銘柄が十あるのだが、このうちどの銘柄を何%、どの銘柄に何%というようなことは、現実にどういうことになつておられますか、それはどうなつており

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company. Calculate the mean, median, mode, and range.

○政府委員(阪田泰二君) ちょっと御説明が不足しておったようですが、投資信託、まあそれぞれ十億とか五億とかいったような単位がでてきておるわけですが、その単位が閑鎖的になつておると、最初に発行した単位で最後まで行くのが従来の一般に行われておりますしたルールでありますから、従いまして従来買い増しされるというような場合には、そのつど新らしく発行されるほかの単位、ほかのユニットの分を買われる、こういう形になつておると思ひます。今回追加型という場合に追加追加と申しておりますのは、同じ単位の五億なら五億、十億なら十億で発行されたものがだんだん追加してふえてゆくという、そういう別の型の投資信託であります。おそらくお詰しの場合は、従来の普通行われておりました、基本のきまつておる型の投資信託でありますて、別のユニットで発行されるものを買い増しされる、こういう問題

て、大体各単位、まあ発表いたしておりまするものは二百程度あるうかと申します。上場銘柄のうちから選びまして、二百程度ぐらいの銘柄は発表されておるわけでありまして、特に有力な方で申しまするが、特定のものを選んで、それに投資するというようなことに癡表はいたしておらないわけでございます。相当多数の銘柄に組み入れておると思ひます。

○野溝勝君 二百になつておるか、三百になつておるか、そんなことは私は知らないんですけども、上場銘柄は幾つでもよろしいが、とにかく小林長さんは御承知だと思うのでございますが、銀行でもそうでござりますけれども、投資信託会社へ行きまするといふと、有力銘柄というものをこれが有望だということで盛んに投資信託が開示者にさような暗示をするんでござります。結局投資信託に加盟しておる人は、まあ大半と思うんでござります。

で、むしろ投資信託がそれに非常な援助をする場合がないとも限らぬと思うのです。そういうような場合は、私はむしろ今日まで証券会社のやつてきたことであつて、今小林課長さんの話を聞くと、そういうようなことは危険があつてできない。むしろ分散をやつておるといふけれども、実際にそのいうことをもし真実に一貫してやるならば、私は証券会社はあらゆる会社の、特に五大証券などはいろいろの会社の株主になつておるじゃないですか。みんないわゆる大株主になつておれば、その会社がかわいいことは当りまえなんですよ。そうすれば、結局その会社の内容が悪いときは、やはりその投資したところの投資信託もこれはたまたまぬというわけで、積極的な無理をすると私は思うのです。そういうようなことはあるかないか、もしないとするならばないでよろしうございますが、

が会社がさような広告等をしておると  
いう関係から、投資信託の財産に無理  
な組み入れ等がせられるようなことは  
なかろうかというような御質問だと思  
うのでござりまするが、投資信託は相  
当まとめた金額を扱つておるわけで  
ございまするから、ある株に特に集中  
等をいたしまするというと、株価の騰  
落によりまして、非常にこれは信託財  
産の中身に影響することが、大きいわ  
けでございまして、投資信託自身を管  
んでおる委託会社といたしましても、  
やはりこれは投資者のためにはかると  
いうこと、これはまた自分の会社の信  
用の問題でもござりまするし、一つの  
競争でもございまして、さように何と  
申しまするか、信託財産の中身を悪化  
させるようなおそれのあるよう銘柄を  
時に多数組み入れて片寄らせるような  
運用をするというようなことは、これ  
は今までもございませんでした。私ども  
はさような意味で、分散投資というこ

いいのです。単位ですから。  
○説明員（小林鉄夫君） 一億ぐらいでござりますと、大体百銘柄以上に投資しておりますと、十とか二十とか、少數の銘柄ではございませんので、これは非常に極度に分散投資をしておることになります。その分散の内容につきましては、これは受益者としましては、信託会社なり証券会社、委託会社の店頭におきまして、いかなる投資をしているかということにつきましては、これを照会していくことができる組織になつておるわけでございます。ただ新聞等に内容を発表するということは、これは運営の問題でございまして、株式に対する影響がいろいろございますから、発表いたしておらぬわけでございますが、受益者としては知り得ることになつております。  
○野溝勝君 最後に一つお伺いしておきたいのですが、この点は先ほどの岡

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors.

崎さんとともに私は考え方が同感なんですねけれども、投資信託のやつておる業務でございますが、信託銀行と非常に混合するのです。これはまあどちらもやつて悪いということにはなっておらんらしいのですが、特に私は証券業と信託業というものは、非常に関連性はあるかもしれないが、非常に私は産業金融面において一貫性を持つておるのごとく見えていて、非常にまた弊害もある。また誤解もあるのです。こういう点については、理財局長と銀行局長との間に十分話し合ったことがあるかどうか、この際一つ聞いておきたいと思う。

の、これもいろいろ全体の業務の上、金融の体系の上からいってどういうふうに持つてきたいのかという点、これはまあ多少問題がある。これも御承知の通りです。そういうような点で、これからやはり大きな見地から、いろいろ研究していった方がいい問題が御指摘のようにあると思うのです。しかしまあ具体的に銀行局と私どもの方とそういう点につきまして、具体について相談をいたしておるというふうなことは現在のところございません。

ちよつと伺いますが、「秘」の判がつてありますので、以下の問答を、もしまして、ちよつと異様に思うのは、設定額が約三千三百六十億で、一部解約額が約三八〇の四百三十億もある、こういうことで、非常に一部解約額が多いのです。が、これはどういう関係でこういうことになるんでしょうか。僕の想像では、せっかく投資信託をやろうといふ人は、はじめ投資家であって、途中で解約しようというようなことはないに、着実な考え方を持つているだらうとするから、長く続くべきだが、途中で解約がこんなに多いのは、募集に非常に無理があつたか、信託のやり方が悪いですが、どうしたことでしょう。

○政府委員(阪田泰一君) これは少しあつたか、そういうことで不安にかられて解約をしたんじゃないかなと想像されます。が、どうしたことでしょう。

具体的に数字の内容につきまして検討してお答え申し上げた方がいいのじゃないかと思いますが、大体のことを申しますと、設定総額は三千三百六十億でありますから、償還期限がきたものが、ことに昨年の十月だと思いましたが、償還額というのが百五十二億ですか、出ておりますが、これは大体償還が二年でありますから、償還期限がきたものが、まだみんな残つておるという関係で、年延ばしておりますので、そういう意味で償還額は割に少いわけです。現在は非常に歩が悪くなつたので解約になつたという問題もまあ一部にあると

と思いますが、一面また非常に投資信託の内容がよい、五千円投資したものが倍になつておるということで、これは手仕舞いするという意味で解約して、その調子のいいときに元を取ろうという意味で解約するものもある。まあそういうふたつのような解約額の累計がこういうことになつておるのだと思ひます。

○委員長(青木一男君) ちょっとと理財局長にお尋ねしますが、今の質問は速記録に載せておいてよろしゅうござりますか……。

○杉山昌作君 今、理財局長のおっしゃつたように、五千円の投資証券が七千円にも八千円にもなつたから、今のうちに解約して七千円せしめてやろう、こういうことで解約が多いなら、これは投資信託に入っている人が非常に採算的にやつているのだからけつこうだ、まあけつこうというか、けつこうです。しかし、そうじやなくして、非常に無理があつて、投資信託をさせた。しかしその後不景気になつて金が必要なるからということで途中で解約をせざるを得ないといふようなことのためだということであると、今後の投資信託の募集の仕方にも相当の考慮をしなければならない。これは先だってから木村委員から話があるように、非常に株式民主化というふうなことでじやんじやんこれをやつて、しかし結局今日は額面を割るようなふうになつておるので、はなはだ大衆に損をかけるようなことに相なつておるじゃないかといふような御注意もあつたですね。従つて今の解約をするということはそういうことにも関連するわけで、この数字をすぐになつておるところどうこうとは申しませんけれども、そういうふうな趣旨の解約が多

いということであるなら、今後の信託の設定について、木村君なんかの御意見のあることも十分考えられて、御監督を願いたいと思っております。  
○山本米治君 二、三質問したいですが、この表はなぜ「秘」なんですか。今お渡しになつた表です。などということで「秘」にする必要があるのですか。大して「秘」にする必要はなさそうだと思いますが、各会社の設定額の大小が直接信用にかかるるというわけでもないし、一部解約が多いということでは「秘」にするといふなら、今の速記録に載せておこうと一時は「秘」を破つたことだし、どういうことで「秘」なんですか。  
○政府委員(阪田泰二君) この設定額の数字あるいは償還額の数字、これは外部に募集してやるのでありますから、はつきりしておるわけであります。償還額の数字なんかも、償還期限があるので、償還すればこれも明確になるわけであります。一部解約額の数字は、これは実は従来出しておらぬい数字であります。ことに各社別に出ておりますので、各社別に解約の状況がどうであるかというようなことは、多少それぞれの社の営業のいろいろな問題にも関係いたしますので、やはりこういうものは正式に出したというふうにいたさない方が妥当であるうと考えますので。

せんが、そういうものが当初は非常に高かつた。最近はだんだん少くなつて、この予定配当に達しないので、一部売買収益をもつてやはり予定配当中に入れておるというふうなことを聞いておるわけですが、最近この予定配当はどんなふうになつておるのか。あるいは予定配当を実行するために、ほんとうに配当だけでやつておるのか、あるいは売買収益を一部繰り出してやつておるのか、その辺を伺いたいと思います。

○政府委員(阪田泰二君) お尋ねの予定配当ということではありますが、この投資信託につきましては、実績に応じて配当いたすわけでありまして、予定配当というのは、確定利付きといいますが、利子がきまつておるといふような観念はないわけです。ただ、多少これは見通しを宣伝の際に言うといふうことと、一割の予定配当といふような印を与える宣伝方法は適当でないと私はもとも考えましたので、これはよほど前から取締りまして、そういうような宣伝方法はさせないよういいたしております。それで配当の内容といいたしましては、これはまあ投資信託の内容から、投資しております証券の配当あるいは預金、社債等の利子收入、こ<sup>ういうものがありますから、こういうものは手数料を引きまして、投資信託の配當に充てるわけであります。そのほかに売買収益がありまして、売買収益も加えて配当できることになつておったわけであります、ただ現実の問題といたしましては、最近の状態におきま</sup>

しては、売買益で配当し得るようになります。配当率も、これも実績に応じてあります。一部のものにつきまして、ごくわずかやるわけでありますから区々であります。ですが、最近では大体八分見当になつておるような状態であります。

○山本米治君 昨年の秋に二年目の償還期が一応きたのについて、一年の延長措置が講じられたわけですが、さきのうの説明によると、このときには受益証券の所有者の意思を聞いて、過半数が延長希望なのでやつたということになりましたが、意思を聞くことであります。やっぱりこれは記名式だから全部郵便でもこて問し合せしたのでしょうか。その場合過半数の場合だけ延長したといふのが、その辺の延長したやり方にどうの、いつ、一つ御説明願いたいと思うのですが……。

○政府委員(阪田泰二君) それは証券投資信託は実はすべて無記名証券になつておりますので、券面では所有者というものはわからぬわけでありますが、大体まあこれを最初に売りましたときに、あるいは配当いたしますので、大体所有者はわかつておりますので、わかつておるものにつきましては、すべて照会して一応承認するかどうかということをお聞いておるわけなんですが、新聞に広告等もいたしております。なお延長を承認するといいますか、延長するか、承認するといいますか、延長するか、承認するかどうか聞いてやります際にも、何と申しますか、延長すれば先でよくなるとかいったような印象を与える聞き方をすることは、厳重にいたさないようになります。そういうこと

なしに照会をする。それで大体照会に対する返事がくるとは限らないのです。ですが、返事がくるもののは、大部分——大体ちよつとはつきり参つておりますが、返事が参つておるものは、大部分延長する、それを承認するという方であります。それで期限が参りましたときに、この際解約したいというものにつきましては、期限がきて償還を受けると同じような条件で、解約礼金がもらえるようになりますが、実際そういうような権利行使しまして解約といいますか、解約しておるのは大体六、七%ぐらいだと思います。非常な少い率になつております。

る傾向はないかどうか、その乱用する傾向に対して制限の方法がなかなかかねずかしいと思うのですが、その辺の事情を一つ伺いたい。

○政府委員(阪田泰二君) 投資信託になつておりまする証券、これは先ほど申し上げましたように、信託会社の利益でありまして、売買いたしまして、益の問題は、これを信託財産、信託に帰属するわけで、証券業者にはその権利がないわけです。で、その証券業者が売買を扱いますとき、売りと買いと両方に手数料に入るわけになりますが、そういう関係上、その手数料を多くするために、むやみに売買をするのじゃないか、こういうようなお墨付けかと思うのですが、これはそういうことをいたしますと、売買のたびに、そのたびに利益が信託財産として上つていく。信託財産の内容がよくなるのwęないか、ただまだに手数料をかせぐために売買の数を多くするいいわけでありますから、たゞまだに手数料をかせぐために売買の数を多くするということありますと、これはやはり信託財産から手数料も出るわけになりますから、やるたびに信託財産の内容が悪化するということになります。

すか、現在  
でござります。  
○藤野繁雄君 もし現在大和証券だ  
であるとしたならば、今度の法律改  
によって、別な証券会社のようなも  
も追加型をやろうという希望がある、  
いうようなことをお考えですか。  
○政府委員(阪田泰二君) これはま  
それぞれまだ各証券会社ともはつき  
態度をきめたわけでもないと思いま  
が、規定の改正なり、そうした既に  
ある程度やってみようという気持  
持つておる会社もあるように聞いてな  
ります。  
○藤野繁雄君 そうしますというと、  
この法律改正の結果は、各社とも追加  
型の投資信託が増加するものであつ  
と、こういうふうなお考えですか。  
○政府委員(阪田泰二君) 大体現  
りも追加型投資信託にかなり力を入れ  
るようになると思いますが、ただこれ  
が通りましたからといって各社ともす  
べてやる、あるいはこれに主力を注ぐ  
というふうには、現状ではちょっとな  
らないんじゃないかと思つております。  
○藤野繁雄君 きのうからの説明を開  
いてみると、どういふと、しかし追加型の投  
資信託の方が大体において有利だから  
というようなことで今回法律を改正され  
るというふうにも伺つたのですが、どうい  
りますが、そうするというと、提案  
の理由と少し違つてあるようなことに  
なるうじやございませんか。  
○政府委員(阪田泰二君) これほどく  
も追加型投資信託の方が、すべての立  
において有利であるといいますと、  
のよつとやはりそういう御説明をした

とすると、ちょっとと言い過ぎであろうと思ひます。やはりこれはそれそれ何といひますか、特徴といひますか、利害がありまして、どれがいいとは一概に言いつけるものではなかろうかと思ひます。また投資する方の側の感覚からいたしましても、どちらをとるかということに問題があると思ひます。

○藤野繁雄君 それから新聞やラジオの報道によつてみまするといふと、さつきから各委員からいろいろお話をあつたように、投資信託は最初はある程度有利なものであるとされておつたのが、なんだん有利でないというよう

な方に向つているといふようなことを聞いてゐるのであります、果してそ

うであるとしたならば、この法律制定以来の各社の投資信託がどのくらいの利回りになつてゐるといふことは、今

御発表できたらば発表していただきたい。しかしそれは秘密だといふこと

だったならば、秘密で発表していただ

きたい。

○政府委員(坂田泰一君) これは配当率の問題、それから償還のときの償還がどの程度になるか、こういう二つの問題があるわけでございます。それぞれこれは既往のものにつきましては、すでに出ておるのでありますて、別段秘密というものではないと思ひます

が、大体配当率は一割二分五厘、最高三分程度やつておりますので、昨年あたりの非常に不況の際には六分

あるいはその以下ぐらいためです、下つたことがあります。それから最

後の一償還期のときの償還金につきましては、最近は御承知のように額面以

下、額面よりも少くなるというような

ことで、償還を延期しておるというよ

うな問題がござりますが、好景気には払込みは倍額以上の償還をしたのであります。こういうふうな事情でござります。個々の会社のユニットによ

りましてそれぞれ違つておりますので、今すぐそれにつきましたので

うということは申し上げられません。

大体の状況はそんなふうでございま

すが、この点についてまずお尋ねをし

たいと思つておるわけであります。現

在の専売事業審議会の構成につきまし

て、この条文から照しまして具体的に

はどういう形で選任されておるか、それを最初にお伺いしておきたいと思

います。

○委員長(青木一男君) 今私が申し上げたこと

について、過去のは決定しているとい

うことですから、今わかつてゐるものだけをあとで資料として御提出を願い

たいと思います。

○委員長(青木一男君) ちよつと政府

委員の都合で、この問題は午前中はこ

の程度にして、たゞこ専売関係の質疑に移りたいと思うのです。

○政府委員(宮川新一郎君) 学識経験ある者といたしましては、涉沢敬

三……。

○平林剛君 名前はいいです。

○政府委員(宮川新一郎君) 委員長一

名、委員八名でございまして、そのうち葉タバコを耕作する者を一名委員に

含みまして、公社の職員のうちから一

名を充てまして、残余の六名と委員長

一名は学識経験ある者から選定する、

こういうことであります。

○平林剛君 まあこの専売事業審議会

なりまして、十分質疑が尽せないとき

として質疑を行ひます。

○平林剛君 今日は大へん時間が遅く

ござりまするが、それで改めて質疑を行ひたいと思います。

私は、日本専売公社法の一部を改正する法律案と、たゞこ専売法等の一部

を改正する法律案に関して若干の質問を行ひたいと思うのであります。

日本専売公社法の一部を改正する法

律案、

○委員長(青木一男君) たゞこ専売法等の一部を改正する法律案、

日本専売公社法の一部を改正する法

として質疑を行ひます。

○平林剛君 今日は大へん時間が遅く

なりまして、十分質疑が尽せないとき

として質疑を行ひます。

○平林剛君 今日は大へん時間が遅く



をいたしまして、昨年のたばこ消費税の実績についてお伺いしたいと思うのであります。昨年の予算は大体三百七十六億七千四百万円と、こうなつておられますけれども、大体これは決算ができたと思うのであります。今日までのたばこ消費税の実際の成績といふものは地方にどういうふうに貢献をしておるかという点で、数字を一つ簡単に説明を願いたいと思います。

○政府委員(宮川新一郎君) はなはだ恐縮でございますが、ちょっと今数字が見当りませんので。

○平林剛君 どうも法律を提案をしておきながら、あなたの方は法律に関する答弁が十分でないのは大へん遺憾であります。これは当然これに関連して聞かれらるべき性質のものでありますから、もう少し一つ用意をしてきてもらいたいと思います。まあ別の機会にこれも提出をしてもらいたいと思います。

そこで私の指摘したい点は、これらの業務を実際に行う場合、去年の消費税の問題もそうでありましたが、またここに専賣特別地方配付金という制度が出されてくるわけでありますと、面倒な手続きになつてくる、法律自体でも複雑になつて参りますが、大体こういう新たな煩瑣な手続きを必要とした場合、専賣公社の人員の増加の問題について、監督官としてはどうお考えになつておるか、お聞きをしたいわけであります。私の計算によりますと、昨年のたばこ消費税の設置に伴つて、地方のこれら実際の業務を取扱う場合に、地方に対してもかなりの人員数といふものが増加されなければならん。少くともたばこ消費税設置に伴つて、これらの業務を受け持つべき人員は全

国で七百名程度は必要だという推定がされておるわけであります、昨年はこれに関して一向に増員の手配がされなかつた。また今回専売特別地方配付金というような制度ができると、これまで、ただ手をこまねいてこれらの手続がとれるものとは考えられません。そうなると引き続き煩瑣になる専売公社の業務に対し、人の面についてははどういう配慮が行われておるか、これをお伺いをいたしたいと思ひます。

特別の支障はないと言えますので、これがために人員の増加を特に考える必要はないと考えておる次第でござります。○杉山昌作君 ちょっと今の数字ですが、今四十四億七千四百万円と言つたけれども、この法律では「三十億円を限り」と書いてありますが、どうなんですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 大へん失礼いたしました。原案としては御指摘の通り三十億円でございますが、今回衆議院におきまして予算の修正が行われまして、回り回りまして特別会計に繰り入れます金が四十四億七千四百万円にふえましたので、その方の関係は、こちらの方で御審議を願います前に、私の方から先に申し上げたのははなはだ遺憾でございますが、そういう事情でございます。

○平林剛君 時間が切迫していて、まことに申しけわございませんが、定員の問題はいづれ機会を求めて私は自分の意見を述べたいと思います。たばこ專売法について急いで質問をいたします。このたばこの専売法に關係をいたしまして、たばこの減収加算金の制度の問題について質問いたしますが、政府の措置を先回要望いたしておきましたが、その後米の加算金制度の問題が起きまして、衆議院においては御承知のように政府と野党との間に論議がかかるされました。米については加算金制度がとられて、百四十円かの支出が行われることはあたかも御承知の通りであります。これとたばこの冷害による減収加算の問題と直接関係はないにいたしましても、間接的な影響というものはあり得ると思うのであります。

特にこの問題とともに私が指摘したい  
点は、最近岡山県でひょう害がござい  
まして、これはまあ農林水産委員会で  
も議論せられておりますが、農作物が  
大損害を受けたわけであります。たば  
こも同様でありまして、写真等を見て  
も、かなりどひいものがあるようであ  
ります。タバコ耕作のみを生活の手段  
としている耕作農民がかなり多いわけ  
でありますし、これの生活に与える影  
響あるいは心理的な動搖というものが  
大きいと思ふのであります。この際専  
売公社当局と大蔵当局に対しまして、  
この問題についてお尋ねをしたいと思  
うのであります。岡山県のひょう害に  
対して政府はどういう措置をおとりに  
なつたか、たばこ專売法によります  
と、耕作者が著しい損害を受けた場合  
は、「大蔵省令で定める額の補償金を  
交付することができる」と、こう書いて  
あるわけであります。具体的にど  
んな措置をおとりになつたか、この際  
お尋ねしたいと思います。

な結果を見まして、法令の定むるむろによりまして、適切な処置を構じたいたいと思っておるのであります。その間におきましては、七月二割の概算払いをいたしますとか、その他の葉タバコ以外の農作物のひょう書に対しまして、當農資金の貸付けなり等につきまして、万全の措置を構じたいとだいたいのところ考えておる次第であります。

○平林剛君 今の御答弁中に七月から災害補償の基準を二割にするというようにななことがありましたか……。

○政府委員(宮川新一郎君) それは私の言い方がまずかったと思うのであります、概算払いを、収穫予定期額の二割を概算払いをするということを申し上げたのであります。災害補償の率を二割とかなんとかいう数字じゃございません。

○平林剛君 まあこの措置につきましては、いずれ私の方にもいろいろな要請もきておりまして、専売公社当局でできる限りの措置につきましては、あらためて要望いたして参りたいと思うのであります。

そこでもう一つの冷害加算金の制度の問題については、かなり早くから要望いたしておきましたが、とうとう暑い夏になってしまった。私は政府当局、自体としてはなほだ熱意が足りないと、うふうに思うのであります。かりに加算金制度の復活が困難でありましたとしても、別の措置、たとえば今私ちょっと質問いたしましたように、災害補償の基準を現行の三割というのを二割に直すというようなことで、何かの救済措置がとり得ると思うのであります。

ですが、こういう点につきまして、政府の、あなたの方の措置はその後どういふうに進展をしておるか。特に私は強調しておきたいのですが、今回の国會に提出をされておりますところの昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して、米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一殷会計から繰入金に関する法律案というのがありますて、大変長い法律案であります。この法案によりますと、この特別措置をとる対象は被害地域としては三重県を初め、兵庫、岡山、徳島、高知、大分、宮崎といろいろあります。が、冷害については北海道、岩手などが含まれております。この場合に減収量が一〇%をこえる都道府県を選んで特別措置を講じておるわけであります。もちろんこれは冷害加算の問題と、ここに今私があげた長い法律案の特別措置とは全く同じではございませんよ。同じではありませんが、とにかく加算をするにしても、あるいは米麦を特別価格で売り渡すというような措置にせよ、そういう対策を講ずる場合の一つの基準として一〇%を選んでおる、こういうようななことから見ましても、私は今の三割といふものを二割にするという災害補償の基準というのを、三割を二割にするというのは当たりまえのようと思うのでありますけれども、なかなかこれも実現しそうもないのでありまして、それで監理官としての考え方をこの際一つお聞かせ願いたいと思います。

算につきましては、全体といたしまして、九七五弱の収穫がござりまするのでは、一律に減収加算をすることは適当でないと考えます。なお、災害補償については、他の米麦、繭等に対する農業共済保険との均衡等も考慮まして、七割を八割に改めることは適当でないという結論に、大蔵省といたしましては、達しまして、何らの措置を講じておらず、今まで日に至ってきたわけなのであります。が、その後お話をございまして、米につきまして、ある種の減収加算が行われまして、米の場合は御承知のように全国的に九二三強の作柄でございまして、タバコの場合に比しまして、かなりに減産になつておることを考えますと、タバコにつきまして減収加算を行うのもやはり適当でない。それから省令を改正いたしまして、災害補償の七割を八割に改めることも適当でないといふに考えておりまして、その間国会を中心とされまして各般のお働きかけがございまして、そのつど私どもさように申してきましたのでありますが、いろいろ事情を伺い、さらに詳細に分析してみますと、このまま放置しておりますれば、次年度以降の葉タバコの増産ないしあるいは現在程度の耕作の維持ということについても懸念されるのではないかといふような点もあわせ考えまして、何らかの形をもちまして、二十九年度特耕作に従事し、あるいは増産していく者に対しまして、本年以降、三十年度以後におきまして、さらに葉タバコの栽培を講じたいと思いまして、監理官が何らかの金が出ますように予算措置を講じたいと思いまして、

の立場といたしましては主計局方面も心のところに行くというと漠然としていて、まことに不満足であります。私はこのタバコの災害に対する措置については一般的の農作物の場合と多少違つていいと思うのであります。タバコの耕作は政府の強制的な措置で行われておるのでありますし、またタバコの所得の所得税としての負担の面においても、これはかなり厳格法の違反者に対する罰則もかなり苛酷なものがあるわけです。特にタバコの収納代金による所得の所得税としての負担の面においても、これはかなり厳格に、労働者と同じ程度に源泉課税のようない形で取扱われている。これはやはりまえの話でも、一般的の農作物の場合の、割合と幅があるのと違つて、とにかく収納代金がはつきりしているだけに、かなりその面における窮屈さがあるわけであります。私はこの角度から見て、一般的の農家と必ずしも比較されない点があるのでないかといふふうに考えておるのであります。もう少しこれらの方については全般的な考慮ももちろん必要であります。が、そういう点を強調されてしまつかりやつていただきたいと思っておるわけであります。特に今度の国会では専売益金は政府はうまく使つておるわけであります。この専売益金確保のためにはかなり努力をせられておる。

特に零細なタバコだけで生きている人たちの生活を保障する意味では、ことなりこの制度の復活を見たり、あるいは公私に指摘した災害補償の基準三割をこの割にするというようなことを省令で定めることを願うわけでありますから、大藏当局に問題をお願いしておるわけでありますから、一段と政府当局に引き続いて配慮を願いをして私の今日の質問は終つておきたいと思います。

○政府委員(菅川新一郎君) 御趣旨はよく含みまして善処いたしたいと思ひます。なお、先ほどおしかりを受けました消費税の数字でございますが、最終的な決算の数字ではございませんが、予算是御承知のように三百七十六億七千四百万円に対しまして、ほどんど決算に近い数でございますが、二百亿九十九億四千万円、三十年度の予算が數は後刻差し上げたいと思います。

○委員長(青木一男君) 暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後一時三十三分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

税法関係の質疑に入る予定でございましたが、委員各位の御希望もありますから、先般衆議院において、自由党、民主黨の共同修正が税法関係でどういう結果になつておるかということを、大蔵省の事務当局から説明を聴取いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) それでは……  
○説明員(白石正雄君) 先般の民自覚によりまする税制の修正につきましては、まだ法案は最終確定になつてないようでございますが、大体の内容を私ども承知いたしておりますので、それにつきまして一応の御説明をいたしたいと思います。  
お手許に税制改正案に対する修正要綱いたしまして、三、四枚の紙配付しておりますので、それに基きまして御説明をいたしたいと思います。  
まず、最後のところを見ていたたとえますと、三枚目のところに表がござりますて、そこに修正案による事項別額調というものがござりますので、それで大体の内容をまず申し上げます。  
今回修正を受けました事項は、ここにあげてありますように、四点になつております。第一点が選択による概算所得控除の新設、「これが四十億円になつております。次が「寡婦控除等額の額の引上」これが六億五千五百円、次が「配当控除額の引上及び配当所得資料の提出限度の引上」これが十億であります。次が「五十万円未満となつておりますが、これは以下の間違いでございます。「五十万円以下の法人所得に対する税率及び特別法人の減税と、こういうことに相なつておるわけでございます。  
以上の四点につきましては、それぞれ所得税法、法人税法、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、まだ合計いたしまして六十七億円の減税と、こういうことに相なつておるわけでございます。

卷之三十一

ての修正と、こういう形で修正がなさ  
れることになると考えるわけでござい  
ますから、ます所得税法の御説明を申  
し上げます。

所得稅法の一部を改正する法律案の  
修正につきましては、寡婦控除、不具  
者控除等の額を五千円に引き上げると  
いうことになつております。御承知の  
ように、税額控除の制度といたしまし  
ては、寡婦控除額、不具者控除額、老  
年者控除額、勤労学生控除額と、こう  
いうのがございまして、これがいすれ  
も四千円になつておるわけでございま  
す。これは二十七年に、従来は所得控  
除の制度であつたわけでございま  
が、それを税額控除に改めたわけでござ  
います。そのときが四千円であつた  
わけでございまして、今日までずっと  
四千円で据え置きになつております。

所得控除の方は、たとえば基礎控除と  
があるのは扶養控除というように、減  
税のたびごとに引き上げてきたわけで  
ございますが、税額控除の方はずつと  
据え置きになつておった。これは私ど  
も考えますのに、所得控除の方である  
いは税率の引き下げで減税をいたしま  
すと、その出ますところの税金が減る  
わけでござりますから、税額控除の方  
はその出た税金からさらに入ると、こ  
ういうことになる関係もございまし  
て、税額控除の方はそう引き上げなく  
てもいいのじやないか、こういうこと  
で今まで据え置きになつておつたもの  
と考えるわけでございます。政府は今  
回税制改正の法律案を提案するにつき  
ましても、同じような考え方から、税  
額控除につきましては別に改正を加え  
なかつたのでござりますが、今回の修  
正におきましては、寡婦控除、不具者

控除というようなものにつきましては、やはり特にこの際軽減する必要があるから、千円の引き上げがなされたものと承知しております。それから、そのうちに戦傷病者や戦没者遺族等援護法の規定によりまして、遺族年金や障害年金を受ける者につきましては、ただいま申しました四千円の額が特に六千円の額になつていいふるわけでございます。これはやはり遺族等援護法の適用を受けるという人につきましては、特別に控除額を高めます。こうしたことから出されているものと考へるわけでございますが、それも同じよう千円引き上げるというふうが、今回の修正のようございます。

次は法人税法の一部を改正する法律案の修正でございますが、これはもちろんこちらの委員会におきまして、しば論議せられましたように、中小法人の税を特に軽減するという意味から、所得五十万円以下の分と、それをこえる分とに区分いたしまして、法人税率を二段階にすると、こうなっているわけでございまして、五十万円までの分を三十五に引き下げる。従いまして五十万円までの分につきましては、四十から三十五に下げるわけで、五%の引き下げでございます。それに伴いまして、協同組合等のいわゆる特別法人の税率が現在三十五になつておりますから、これもやはり三十に引き下げる。こういうことが法人の収益事業に関する税率もやはり関連して考へられているわけでござります。

それから清算所得の方につきましては、特別法人の各事業年度の税率が下りに伴いまして、清算所得の税率が引き下げるということで、四十一から四十に引き下げるということになつております。それから、この施行期日でございますが、適用関係は、十月一日は降に事業年度の終了するものから適用しよう、これはある意味から申しますと、その適用関係があるものは七月一日以降、あるものは十月一日以降と、だらだらになりますのは、考えますように、つまりましては、おかしいわけございませんが、減税財源というような關係もございまして、十月一日ということになつたものと承知しております。

それから次は、租税特別措置法の一部を改正する法律案の修正でございますが、選択による概算所得控除の制度というものが新らしく設けられるといふことになつております。これは新らしい制度でございまして、まだ私どもも必らずしも十分研究していないわけでございますが、アメリカにおきまして、これに類似した制度がございますので、その制度にならいまして、今回こういう法律が考えられたものと承知しております。アメリカの内国歳入法におきましては、日本の所得税に当るものにつきまして、スタンダード・ダッシュション——どう翻訳いたしますか、選択控除制度とも申しますが、そういう制度があるわけでござります。アメリカにおきましては、まず総所得というのがありまして、グロス・インカムと申しておりますが、そのグロス・インカムから事業上直接必要な費用を引きまして、そうしてこれを調

整總所得金額と呼んでおるわけであります。グロス・インカムから事業上あれば必要な経費を引いたのがアジャストマム——調整総所得額——であります。この調整総所得金額から一定の控除をいたしまして、課税所得といふものが出ます。その調整総所得金額から引くところのものに二種類ございまして、事業外の経費控除と人的控除と二つござります。人的控除は、日本の基礎控除とか扶養控除に当るものでありまして、事業外経費控除というものは、わが国の税法では、これにそのまま当たるというものが見当らないわけでございますが、事業外経費控除という控除があるわけであります。これは一例を申してみますと、非常にいろいろな種類のものがありますて、私どももざいりますが、事業外経費控除といふのを申請してみますと、たとえば、子女を世話をする扶養費といふようなものを引く。慈善団体とか、教育機関に対しても支してみますと、たとえば、共同住宅用寄附金、これも引いてやる。共同住宅用法人に支出した租税及び利子金額といふものがあります。投資に関連して支出する会議費、保管費、賃貸料、使用人の手当とか、事業用資産以外の資産こうなっておりますから、居住用の家屋というものが考えられるわけであります。それがから医療費とか、看護婦のエニボーム——これははどういうことでござりますが、そういったものの減価償却費も引く、こういう法律になつております。それから医療費とか、看護婦のエニボーム——これははどういうことでござりますが、警察官のラバー、コート、ヘルメット、長靴及びユニホーム及び洗濯費、消防夫のラバード、ヘルメット及び長靴、また背任行為に關する訴訟における被用者の抗弁

の額が所得金額の五%または一万五千円をこえておる場合におきましては、従来通りのそれぞれの控除の適用を要する、今までそういうふたての所得控除の適用が全然ないような人またはその額が所得の五%または一万五千円のいずれかの金額に達しないという人、その人は、その差額につきまして今回減税の恩恵を受ける、このよなことに相なるわけでござります。

それから次は配当控除額の引き上げでございますが、これは利子所得との権衡といふような点も考慮せられまして、三十年分または三十一年分の所得税を限りまして、従来の百分の二十五という配当控除額を百分の三十に引き上げるということが考えられております。

次に、配当所得につきましての資料提出の限度でございますが、これは現行細則で、一口三千円に満たない場合におきましては提出の要がないといたします。これを五千円に引き上げます。少額のものにつきましてはこの際総会を免除するということになされるということがこの内容であります。

以上簡単にございましたが、今回の修正案の内容につきまして御説明をいたした次第でございます。

○委員長(青木一男君) 今の点について質疑のある方は。

○小林政夫君 今の選択控除ですね。選択による概算所得控除の新設による減収見込額、初年度四十億と平年度八十億といふのは、どういうふうにやって推算をされたか。なかなかむずかしいと思うのですが。

者の現在の課税所得がわかつておりますので、それで所得金額の五%ない  
一万五千円、一万五千円で頭打ちと  
いうことで、その金額がいくらかにな  
うというのがこれは出るわけでござい  
ます。次には、社会保険料控除、雑損  
除、医療費控除、こういったもののが  
去におきます実績というものが出てて  
りますので、その実績に基きまして  
昭和三十年につきましては、大体この  
程度そういう控除がなるだらう、  
ういう推定が次にできるわけでござ  
ます。そこで、その両方からみ合わせ  
まして算定をしいたしておるわけでござ  
ります。その場合に問題になりますの  
は、おわかりの通り、雑損除や医療  
費控除といふのは人一体いくらくら  
なっておるのかという点が、非常に算  
定が困難でございますので、その点が  
相当推定がまじるわけでございます。  
私どもの考え方いたしましては、一度  
医療費控除や雑損除は相当の金額に  
なつてるので、従いまして、今回の  
制度によつてはそうち多くの影響は受け  
ないだらう。ただ問題は社会保険料控  
除の場合が相当一般的であります、  
二十八年の実績から見ますと、事業所  
得者につきましては、つまり申告いた  
しましてのにつきましては、当時一  
百十九万ぐらいの納税者のうちに社会  
保険料控除を受けましたのが六十九万  
人でございまして、大体三分の一に  
なつておるわけでございます。そうち  
たしますと、自後の三分の二人は、  
所得の五%、一万五千円の減税の恩恵  
をこの際全部受ける、かように相なる  
わけでござります。それから勤労者につ  
きましては、社会保険料控除の適用を  
受けておりますのが、二十八年では手

二百万人の納税者のうち大体一千万人に達しております。従いまして、自らの二割程度の人につきましては、これは階級構成別にどの程度の人からが公的回の減税によって恩恵を受けるかと、こういう推定が必要になるわけであります。これを調べてみますと、大体労者におきまして四十万から五十万程度の人は、すでに社会保険料控除一二千五百円程度を受けているわけでございます。それ以下の人方が今回は差額つきまして減税の恩恵を受けることになります。税制改正の要綱で、お手元に配付してあります表を見ていただけますとわかりますように、二十万程度の所得者のところでは、社会保険料控除の平均は三・三%というところで、こういうことで大体推定しておるわけでございます。それで以下の人方が今回五・五%という額は、三・三%に対しまして、査その他の大体推定いたしまして、大体その程度になっておるわけでござります。そういたしますと、今回五・五%を一・七%だけ減税の恩恵を与えるとかのように相なるわけでございます。従いまして、こういった点を考慮いたしまして、いろいろ推定しました結果、大体四十億ならば違いないと、こうしたことで概略算定しておるわけでございます。

○説明員(白石正雄君) これは非常にむずかしうござりますので、私どもいろいろ各方面から考慮いたしまして最も適正になるようにしておるわけですが、積つておるわけでござります。

○小林政夫君 大体六十七億という種類の割合を受けたようなもので、この四十億というものの減収額によって、当初の政府原案の減税措置の範囲をひろげなくて済むということにはなる。六十七億から概算していくば、この選択による概算所得控除額による減収がふえてくれば、他の減税措置というものの幅を広げなくていい、こういうふうに見えるわけで、そういう配慮がなされたかなかつたかということは別として、この四十億といふものを低めに見ると、十七億という自民の話し合いによる減税総額六十七億のワクの中で何ができるかという問題になつてくると、相当見るか多目に見るかによつて、この四十億といふのは大きな数字だし、問題があると思う。

た場合の減収見込額、この減収見込額と、今度の五十万円以下の法人所得に対する三五%の税率になつた場合の減収見込額とのかね合せた意味において、まあ資料をもらつただけで説明を聞いていませんが、説明をして下さい。

○説明員(白石正雄君) 前の数字がちょっと私の手元にございませんが、たしか平年度の額で計算しておつたのではないかと思いますが、これは五月二十五日付で出しております資料は、所得金額百五十万円以下、三百万円以下、五百万円以下、こういうような数字で算定がなされております。今回の案は、先ほど申し上げましたように、五十万円以下でございます。その施行の期日が十月一日以降終了する事業年度分ということに今回のものはないでありますので、そいつた点から減収額が相違をいたしております。

いますが、五十万円以下の分について三五%と言いましたけれども、五十万円以上の所得である場合には、一會社について年額二万五千円の減税、従いまして、そこだけ考えていただきますと、まず第一段の計算としては、会社の総数を考へて、そしてそれに二万五千円をかける。同時に、全部の会社が二万五千円というよりも、五十万円以下の所得の会社があるわけござります。この分につきましては、二万五千円まで減税にならんわけでございまして、それで二万五千円以下の会社がどのくらいあるか、これを計算しまして、そして、その分だけマイナスしますと、一応数字が出るわけござります。それで百五十万円ということになりますと、まあ今の二万五千円が一万五千円になるわけござりますが、同時に百五十万円以下の所得の会社の数は、これは実は相當たくさんあります。会社の所得の会計面から見て参りましても、現在まで会社の数は非常に多くございますが、大部分がいわゆる同族会社であり、同時に所得の額がらしますと、まあ非常に小さい会社が数としては多いわけです。そういうような関係で、一見ちょっと御疑問があるかもしれません、今言つたような結果の計算になるわけだと思います。

○小林政夫君 いや、疑問は疑問とし

ていますが、要するに五月二十五日出された六十三億という数字は同じ

ベースにおいて計算されておるわけだから、将来動くことはないでしようね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在手元にござりますます資料から言えども、同じ

ベースで計算した数字ですから、動く

ことにはございません。三五%と言いましたけれども、五百円以上の所得を三五%とする場合と、五十万円までの所得を三五%とする場合と、まず第一段の計算としては、会社の総数を考へて、そしてそれに二万五千円をかける。同時に、全部の会社が二万五千円というよりも、五十万円以下の所得の会社があるわけござります。この分につきましては、二万五千円まで減税にならんわけでございまして、それで二万五千円以下の会社がどのくらいあるか、これを計算しまして、そして、その分だけマイナスしますと、一応数字が出るわけござります。それで百五十万円と

いうことなのですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 間違いございません。

○小林政夫君 それで大体あなたの方

でおやりになつたのでないのだから、

説明をしてもらうのが少し無理かとも

思います。しかし事情はお聞きだら

うから、いずれ提案者から聞きますけ

れども、政府の方からわかっている範

囲でお答え願いたいのは五十万円以下

という……、五十万円で線を引いたの

は、地方税法による法人割の場合に五

十万円という線が引いてありますが、

五十万円以下という数字はどういうと

ころから出たものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはま

あ小林委員も提案者からお聞き下さつ

て……われわれも、そうしていただき

たいと思いますが、ただわれわれが一

応御参考に幾つかの数字を申し上げて

おきますと、一つは、先ほど申し上げ

たように、地方税法で五十万円であり

ます。それから所得税、現在承認の

税務署で調査をしておる、こういうこ

とをやつておりますが、それで、まあ

今度いろいろ、これは小林委員などし

ばしば御論議になつたところですが、

要するに大法人の方は措置法のいろい

ろな特典をフルに利用できるが、どう

も小さな法人はフルに利用できないの

でございますが、まあ法人だけの見地に立つてみれば非常に不公平だと、御議論はわれわれもよく伺わされました

が、税務署所管の法人の所得の平均と

以下との所得に対する三五%との差額

との差額といふものは十八億四千万円

の差額だと、これに間違はないとい

うことなのですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 間違いございません。

○小林政夫君 それで大体あなたの方

でおやりになつたのでないのだから、

説明をしてもらうのが少し無理かとも

思います。しかし事情はお聞きだら

うから、いずれ提案者から聞きますけ

れども、政府の方からわかっている範

囲でお答え願いたいのは五十万円以下

という……、五十万円で線を引いたの

は、地方税法による法人割の場合に五

十万円という線が引いてありますが、

五十万円以下という数字はどういうと

ころから出たものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはま

あ小林委員も提案者からお聞き下さつ

て……われわれも、そうしていただき

たいと思いますが、ただわれわれが一

応御参考に幾つかの数字を申し上げて

おきますと、一つは、先ほど申し上げ

たように、地方税法で五十万円であり

ます。それから所得税、現在承認の

税務署で調査をしておる、こういうこ

とをやつておりますが、それで、まあ

今度いろいろ、これは小林委員などし

ばしば御論議になつたところですが、

要するに大法人の方は措置法のいろい

ろな特典をフルに利用できるが、どう

も小さな法人はフルに利用できないの

でございますが、まあ法人だけの見地に立つてみれば非常に不公平だと、御議論はわれわれもよく伺わされました

が、税務署所管の法人の所得の平均と

以下との所得に対する三五%との差額

との差額といふものは十八億四千万円

の差額だと、これに間違はないとい

うことなのですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 間違いございません。

○小林政夫君 それで大体あなたの方

でおやりになつたのでないのだから、

説明をしてもらうのが少し無理かとも

思います。しかし事情はお聞きだら

うから、いずれ提案者から聞きますけ

れども、政府の方からわかっている範

囲でお答え願いたいのは五十万円以下

という……、五十万円で線を引いたの

は、地方税法による法人割の場合に五

十万円という線が引いてありますが、

五十万円以下という数字はどういうと

ころから出たものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはま

あ小林委員も提案者からお聞き下さつ

て……われわれも、そうしていただき

たいと思いますが、ただわれわれが一

応御参考に幾つかの数字を申し上げて

おきますと、一つは、先ほど申し上げ

たように、地方税法で五十万円であり

ます。それから所得税、現在承認の

税務署で調査をしておる、こういうこ

とをやつておりますが、それで、まあ

今度いろいろ、これは小林委員などし

ばしば御論議になつたところですが、

要するに大法人の方は措置法のいろい

ろな特典をフルに利用できるが、どう

も小さな法人はフルに利用できないの

でございますが、まあ法人だけの見地に立つてみれば非常に不公平だと、御議論はわれわれもよく伺わされました

が、税務署所管の法人の所得の平均と

以下との所得に対する三五%との差額

との差額といふものは十八億四千万円

の差額だと、これに間違はないとい

うことなのですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 間違いございません。

○小林政夫君 それで大体あなたの方

でおやりになつたのでないのだから、

説明をしてもらうのが少し無理かとも

思います。しかし事情はお聞きだら

うから、いずれ提案者から聞きますけ

れども、政府の方からわかっている範

囲でお答え願いたいのは五十万円以下

という……、五十万円で線を引いたの

は、地方税法による法人割の場合に五

十万円という線が引いてありますが、

五十万円以下という数字はどういうと

ころから出たものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはま

あ小林委員も提案者からお聞き下さつ

て……われわれも、そうしていただき

たいと思いますが、ただわれわれが一

応御参考に幾つかの数字を申し上げて

おきますと、一つは、先ほど申し上げ

たように、地方税法で五十万円であり

ます。それから所得税、現在承認の

税務署で調査をしておる、こういうこ

とをやつておりますが、それで、まあ

今度いろいろ、これは小林委員などし

ばしば御論議になつたところですが、

要するに大法人の方は措置法のいろい

ろな特典をフルに利用できるが、どう

も小さな法人はフルに利用できないの

でございますが、まあ法人だけの見地に立つてみれば非常に不公平だと、御議論はわれわれもよく伺わされました

が、税務署所管の法人の所得の平均と

以下との所得に対する三五%との差額

との差額といふものは十八億四千万円

の差額だと、これに間違はないとい

うことなのですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 間違いございません。

○小林政夫君 それで大体あなたの方

でおやりになつたのでないのだから、

説明をしてもらうのが少し無理かとも

思います。しかし事情はお聞きだら

うから、いずれ提案者から聞きますけ

れども、政府の方からわかっている範

囲でお答え願いたいのは五十万円以下

という……、五十万円で線を引いたの

は、地方税法による法人割の場合に五

十万円という線が引いてありますが、

五十万円以下という数字はどういうと

ころから出たものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはま

あ小林委員も提案者からお聞き下さつ

て……われわれも、そうしていただき

たいと思いますが、ただわれわれが一

応御参考に幾つかの数字を申し上げて

おきますと、一つは、先ほど申し上げ

たように、地方税法で五十万円であり

ます。それから所得税、現在承認の

税務署で調査をしておる、こういうこ

とをやつておりますが、それで、まあ

今度いろいろ、これは小林委員などし

ばしば御論議になつたところですが、

要するに大法人の方は措置法のいろい

ろな特典をフルに利用できるが、どう

も小さな法人はフルに利用できないの

でございますが、まあ法人だけの見地に立つてみれば非常に不公平だと、御議論はわれわれもよく伺わされました

が、税務署所管の法人の所得の平均と

以下との所得に対する三五%との差額

との差額といふものは十八億四千万円

の差額だと、これに間違はないとい

うことなのですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 間違いございません。

○小林政夫君 それで大体あなたの方

でおやりになつたのでないのだから、

説明をしてもらうのが少し無理かとも

思います。しかし事情はお聞きだら

うから、いずれ提案者から聞きますけ

れども、政府の方からわかっている範

囲でお答え願いたいのは五十万円以下

という……、五十万円で線を引いたの

は、地方税法による法人割の場合に五

十万円という線が引いてありますが、

五十万円以下という数字はどういうと

ころから出たものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはま

あ小林委員も提案者からお聞き下さつ

て……われわれも、そうしていただき

たいと思いますが、ただわれわれが一

応御参考に幾つかの数字を申し上げて

おきますと、一つは、先ほど申し上げ

たように、地方税法で五十万円であり

ます。それから所得税、現在承認の

税務署で調査をしておる、こういうこ

とをやつておりますが、それで、まあ

今度いろいろ、これは小林委員などし

ばしば御論議になつたところですが、

要するに大法人の方は措置法のいろい

ろな特典をフルに利用できるが、どう

も小さな法人はフルに利用できないの

でございますが、まあ法人だけの見地に立つてみれば非常に不公平だと、御議論はわれわれもよく伺わされました

が、税務署所管の法人の所得の平均と

以下との所得に対する三五%との差額

との差額といふものは十八億四千万円

の差額だと、これに間違はないとい

うことなのですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 間違いございません。

○小林政夫君 それで大体あなたの方

でおやりになつたのでないのだから、

説明をしてもらうのが少し無理かとも

思います。しかし事情はお聞きだら

うから、いずれ提案者から聞きますけ

れども、政府の方からわかっている範

囲でお答え願いたいのは五十万円以下

という……、五十万円で線を引いたの

は、地方税法による法人割の場合に五

十万円という線が引いてありますが、

五十万円以下という数字はどういうと

ころから出たものですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはま

あ小林委員も提案者からお聞き下さつ

て……われわれも、そうしていただき

たいと思いますが、ただわれわれが一

応御参考に幾つかの数字を申し上げて

おきますと、一つは、先ほど申し上げ

たように、地方税法で五十万円であり

ます。それから所得税、現在承認の

税務署で調査をしておる、こういうこ

除を受けると、ほかの方の控除は別といたしまして……医療費控除の話だけをひいた。薬屋でかぜ薬を貰つてきた。こういうような場合は医療費控除に当らぬわけです。そうしたような場合に、医療費といつてはちょっと語弊があるかもしれません、いわゆる医療費控除に該当しない場合、あるいは極端に言えば全然お医者さんにからんで過ごす場合もあるかもしれません。そういうような場合にも、一応まあ医療費だけがこれは目的ではございません。そうしたことを頭に置きまして、雑費の五万ないし一万五千円の控除は受けられるのです。だから、どちらかといえば、今まで医療費だけとにらみ合せますと、医療費控除を従来受けていたような方は、これはもう別に今までの選択控除の方を受けることは出来ないわけです。ただし従来受けている医療費控除を、それが幅が狭まるとか何とかいう問題は、これはないわけです。ただ元来医療費控除を受けることができなかつた人ですね、それはお医者にわからなかつた人もあるかもしれません。わかりましても、今医療費が五万以上は制限になつておりますから、あまりそれに該当する要件を満たさなかつた、こういうことで、お医者にかかるついても医療費控除を受けなかつた、こういう人が考えられる。ういうような人が今度の選択控除によつて、五%、一万五千円を限度に受けます。

かりました。次に第二番目にお伺いなたいのは、配当控除額の引き上げ、これは何をねらってこの構想をおやりになつたかということを、これはあります。質問なんですが、大体配当控除そのものは、どう考へても余りに優遇をして過ぎるんじゃないかな、株式を持つておる者については……まああとで預金の方もありますから、それはあとで譲りますが、渡邊さんによつておられることがありますから、それはあとで譲りますが、優遇し過ぎるのではないか。で、渡邊さんにちよつとや伺いたいのは、この現行法によりますと、それでもたとえば八十四万円配当所得があるとして、現行法によりますと大体二十万円……まあ扶養家族の数によって多少は違いますけれども、扶養家族四人くらいになると二十万二千円くらいの税額になるわけです。すると八十四円の百分の二十五といふことになりますと、四分の一ですから、二十一万円の税額控除、こういうことになりますと、八十四万円の配当所得だけであつたならば、税金を一文も納めることは要らぬと、こういうことになるのですが、それで今度は、こいつが三〇%ということになるなら、まだそれ以上に高い百万円くらいの人でもほとんど税金を納めることは要らぬというようなことになつてくると思ふのですが、ところが今度は逆に、八十四万円の給与所得であつたならば二十万円の……これは多少変るのかかもしれないけれども、二十万七千円の税金がかかる。扶養家族をかかえておつて、それだけの税金が二十万円かかる。配当所得で受けけるものであつたな、株式の平均利回りからしましたなら

ば、一千万円くらいの株を持つておっておつても、税金が八十四万円くらいの所得ができると思いませんが、一千万円の株券を持つておつても、税金が一文もからぬ。ところが毎日弁当を持って通つておる者は、二十万円税金を納めなきやならぬ。こういうことになると、うちで寝ておつても、税金がなるようになりますが、これはあきらめたり一つ……、考えがどうか知りませんけれども、構想は、いかになつてしまふのかどうか、お伺いしておきたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結論だけ申上げれば、菊川委員のおっしゃる通りであります。これは話を早くした方がいいかと思いますから、結論を早く申し上げました。で、なぜそういうことになるのかといふ点については、これは、この委員会でもしばしば論議されておりまして、一体、法人税といふものをどう考えるか、この議論から出てくるわけであります。それでイリギスなどにおきましては、御承知のように、法人に対し所得税をノーマル・タックスとして……、普通税ですね、ノーマル・タックスを課税する、これは、いわば日本で言えば、配当所得の源泉課税と同じように、納めた税金はそのまま差し引いております。従いまして法人税の負担は別にしてしまいました、それで個人の負担だけを考える。同時に法人税の法人に対する所得税は、これはほかの人が払ってくれたものだというふうなことを考えて参りますれば、菊川委員のおっしゃったような結論になるわけです。ところが、個人としては、法人税がなければ、配

当たって、もつと一割配当が一割配当に分つ二割もえる、それを、要するに、法人税を払つてありますがあゆえに、一割配当だ。こういうふな考え方にして、シャワブの税制改正以来、一応は、本の税制がきておりますから、從つて、それは、配当所得者として考えて行けば、自分としては直接払う税金はないが、しかし、その人がもう配当のうちには……、もうこれは税金を引かれた配当だ。こういうふうに考えて行くところに、二割五分控除という割度があるわけでございまして、従つて、そういう現在の税法のできで、いる建前というもので、全然それももうおかしいという立場でおっしゃる通りのことになります。たとえば、二割五分引かれるのですから、税率が二割五分以下であれば、これはおっしゃる通りにゼロになります。ただ、まあ現実の問題としましては、他の所得が全然なくて、配当だけではかの所得は全然ない。あるいは配当か利子だけの所得などと、これは割合に数としては少いのじやないかというふうに思つております。

け下つたけれども、申告の方のと引き合はれて、暮四と言いますか、前に少く取らせて、あとでたくさん取られる。従つて朝二建前になつて、これはゼロであります。エーバーはちつともないじゃないか。で、預貯金の方は現在分離課税がつく。これは実質的なエーバーがかかるわけで、従つてちょうど配当控除が二十五を三十に上げますと、源泉課税の十五を十に下げたことが、そのまま申告納税の方にはちつとも響かぬ。結局源泉の分だけがエーバーが行く。まあ、そういうおつもりでなすったかどうかということは、これは提案者に御質問願いたいと思いますが、まあ応そろいう結果にはなるということは申し上げていいと思います。



○政府委員(渡邊喜久造君) 修正案の  
ならぬのじきないか、こう思うのです  
が、幸いにあなたの方から改正案が出  
て修正される場合において、一體今度  
はこれを再検討するというところまで  
踏み込んで論議されているものかどうう  
か、この点を伺つておきたい。貫し  
て貫かれてそれを守り続けようとされ  
るのか、あるいはそれともどんどん修  
正していく、こういう考え方の上に  
立つて改正案を出し、修正案もその上  
に立つて構想を練られておられるのか  
どうか。

考にするという意味においてシャウプ勧告といふものをわれわれは全然頭から離れないものには考えておりませんが、しかしシャウプ勧告の線に沿つてのことを考えていくとか何とかということでお全体は考えてはおりません。また事実現在の税制はシャウプ博士に見せた所によれば、これはおれの勧告した税制とは完全に違った税制だと言われると思われます。すほど、現在の税制はシャウプ勧告の線からかなり離れた税制になつておる、こう私は思つております。

ば勤労所得、資産所得、どちらに担税力があるか。これは資産所得に担税力がある。そういう意味のことを從来財政学者が主張してきた。そこでわれわれは租税理論に全然反対の理論を持つておるものではありません。やはりわれわれも同じような考え方をしているものでございます。ただ現在のような時期におきまして、国が何か政策を行なつていいこうという場合におきましては、これは私の個人的な意見かもしませんが、端的にいえば、国が日本経済と、いうものをある方向に導いていく

あるいは配当に対する負担を軽減するとかいったような考え方方が、そこへ出て参るものもむを得ないじゃないか、かように考えております。

ら現在の証券市場がすぐに回復するとか、それほど密接にいわゆる証券市場対策として、こういう措置をといった意味としては政府は伺つております。○菊川季夫君 いや対策の一環として……。  
○政府委員(渡邊喜久造君) 証券市場対策という意味では、直接的な問題として、当面の問題としてそういう措置をとるというふうには伺つております。まあいろいろ御論議されたのは、どちらかと云ふば、別子に対する栗税

問題になりますと、ちょっと私が御答弁する限りじゃないと思います。われわれが本年の改正案を作ります場合におきましても、いわゆるシャウプ勧告というものにつきましてこれにステイックするような意味においてシャウプ勧告といふものを特に尊重する、そういうふたよな考え方方は、われわれは特に持つておりません。ただ税の問題につきましては、あえてシャウプ勧告だけじゃございませんが、いろいろ各国の歴史あるいは現在の税制、これをわれわれとしては常にトレースしながら、同時に日本の現情、この方がより大きい問題だと思います。それを中心にして、現在の日本の現情においてどういう税制が一番いい税制かという問題でわれわれはものを考えていくべきだと思います。その場合においてとにかく一応シャウプ勧告といふものがござりますから、これは占領下といいますか、あるいは二十五年当時における日本の経済といふものについて、それを前提としてこういう一つの勧告があつた。これは一つの歴史的な事実でございますから、その意味において參

たしますが、今度の改正案を見まして、も、せつかくこういうふうな利子に対する免稅だとかあるいは配當に対しても恩典といふことをやるのならば、それだけの財源があるので、あつたならば、もっと給与所得の面に振り向ければ、私が私らしいんじやないかと思うのですが、われわれの考え方からするならば、この点は検討されて、給与所得はこのくらいのところでよからう、これと見合せて、いわゆる資本からの収入、不労所得と申しますが、われわれの言葉でいうと不労所得と言うのだが、そういう言葉は使わないとしましても、資本から入ってくるものについては、なるべく大幅に優遇していく、給与所得、いわゆる勤労によつて得る所得についてはこの辺で我慢させようというのが、今の主税当局並びに政府の考え方でございますか。

意味において、何らかの刺激、ステミュレー・タイプを与えるとすれば、結局補助金を与えるか、税金をまるけるか、金融をつくるか、ミソナルとして残っているものは私は大体その三つじゃないかと思います。その場合に一つの考え方がある。少くとも税は租税原則だけでもって貰いて、必要があれば、補助金を出すなりあるいは金融をつけるなり、税をまるけるなり、そういうものとは無関係な状態におくべきだ、これは私は一つの考え方としてはあり得ると思います。しかしわれわれとしてはこの三つのミソナルが適当に使われざるを得ない、使うべきだ、こういう考え方を持つておるのであります。従いまして、たとえば貯蓄の奨励だ、資本の蓄積だ、とにかく資本の蓄積といふものが現在日本経済において、何といってもまず日本経済を将来伸ばしていくためにどうしても現在必要だという議論に一応われわれが調整を考える場合におきましては、租税原則かういえば、そこに一応の離脱がありましても、やはり貯蓄の奨励のために利子所得に対する負担を軽減する

から証券投資信託法の一部を改正する法律案と密接な関係があると思うのですけれども、こういうふうな措置をして、今投資信託の償還期限がそろそろきて額面を割って困っているというときだ、ここで措置をしてちょっと振り合いをして、この危機を乗り切ろうとする動きがあって、これはやられておるようにならぬ思えてしようがない。そうして論議をされる場合には、当然あなたの方は意見は聽取されたたと思うのですが、今の証券市場の状態を大した変動もなしに維持、持続していくような構想の上に立って、これはやられておるのか、それとももと証券市場に反映さすようなことが一つ政策的な意味において盛られておるのかどうか、あまり配当免除、配当控除というやつが大きく浮び上ってきておるので、一言伺つておきたいと思います。

それから配当に対する課税との振り合いでからこれはこれでいいだらう、同時に利子に対する課税を免除する問題はいわゆるオーバー・ローン解消などといった問題とも結びついておるわけですが、しかし銀行に預金が集まるということは、結局産業資本の面から見るならば、他人資本があえる源泉になるだけじゃないか、より大事なのは産業資本としては自己資本を充実させることが大事じゃないか、その面において、自己資本充実という面において、今度の政府の原案は欠けるところがあるだろう、従って利子の面と並行して自己資本充実という意味において配当所得を優遇する必要がある、こういう意味で今度の修正案が出されたよう伺っております。それが証券市場にある程度の好材料であるとは思いますが、しかしそれによって証券市場が回復するとか、そういう直接的な影響、直接的な効果をねらつてこの修正がなされたというふうには私は伺つておりますが、しかしこれは修正者のお考えですから、修正者からよくお聞き下さる方が開墾、よくお言ふ「販賣」、ま

ば勤労所得、資産所得、どちらに担税力があるか。これは資産所得に担税力がある。そういう意味のことを從来財政学者が主張してきた。そこでわれわれは、租税理論に全然反対の理論を持つておるものではありません。やはりわれわれも同じような考え方をしているものでございます。ただ現在のような時期におきまして、国が何か政策を行なつていいこうという場合におきましては、これは私の個人的な意見かもしれません。これが私の個人的な意見かもしれません、端的にいえば、国が日本経済といふものを見る方針を持っていく意味において、何らかの刺激、ステムレーティブを与えようとなれば、結局補助金を与えるか、税金をまるで残っているものは私は大体その三つじゃないかと思います。その場合に一つの考え方がある。少くとも税は租税原則だけでもつて貰いて、必要があれば、補助金を出すなりあるいは金融をつけるなり、税をかけるなり、そういうものとは無関係な状態におくべきだ。これは私は一つの考え方としてはあり得ると思います。しかしわれわれとしてはこの三つのミッテルが適当に使われざるを得ない、使うべきだ。こういう考え方を持つておるのであります。従いまして、たとえば貯蓄の奨励だ、資本の蓄積だ、とにかく資本の蓄積というものが現在日本経済において、何といつてもまず日本経済を将来伸ばしていくためにどうしても現在必ずといふ議論に、一応われわれが調整を考える場合におきましては、租税原則かういへば、そこに一応の離脱がありましても、やはり貯蓄の奨励のために利子所得に対する負担を軽減する

あるいは配当に対する負担を軽減するとかいったような考え方があるが、そこへ出て参るものもやむを得ないじゃないか、かのように考えております。

○菊川泰夫君 それじゃもう一つ。その一つのねらいは銀行預金等がどんどんふえることを期待して、これはややされたのじゃないかと思いますが、資本蓄積というその考えが一つは利子の方には考えられておると思います。もう一つは、やはり今ここに出ております証券取引法の一部を改正する法律案、それから証券投資信託法の一部を改正する法律案と密接な関係があると思うので伺つておきたいのですけれども、こういうふうな措置をして、今投資信託の償還期限がそろそろきて額面を割つて困つておるというとぎだ、ここで措置をしてちょっと振り合ひをして、この危機を乗り切ろうとする動きがあつて、これはやられておるようになつて思えてしまうがない。そうして論議をされる場合には、当然あなたの方は意見は聽取されたと思うのですが、今の証券市場の状態を大した変動もなしに維持、持続していくような構想の上に立つて、これはやられておるのか、それとももつと証券市場に反映さすようなことが一つ政策的な意味において盛られておるのかどうか、あまり配当免除、配当控除というやつが大きく浮び上つてきておるので、一言伺つておきたいと思います。

ら現在の証券市場がすぐに回復するとか、それほど密接にいわゆる証券市場対策として、こういう措置をといった意味としては政府は伺つておりません。○菊川季夫君 いや対策の一環として……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 証券市場対策という意味では、直接的な問題として、当面の問題としてそういう措置をとるというふうには伺つております。まあいろいろ御論議されたのは、どちらかといえば、利子に対する課税それから配当に対する課税との振り合いかからこれはこれでいいだらう、同時に利子に対する課税を免除する問題はいわゆるオーバー・ローン解消などといった問題とも結びついておるわけで、しかし銀行に預金が集まるということは、結局産業資本の面から見ると、ならば、他人資本があふれる源泉になるだけじゃないか、より大事なのは産業資本としては自己資本を充実させることが大事じゃないか、その面において、自己資本充実という面において、所得を優遇する必要がある。こういう意味で今度の修正案が出されたようになります。それが証券市場に直接的な効果をねらつてこの修正がなされたというふうには私は伺つておりませんが、しかしこれは修正者のお考えですから、修正者からよくお聞き下さる方が間違ひなしに言えると思いま

す。私としては一応の御論議の上に立つて一つの推察をしただけでござりますから、その程度でお聞き願いたいと思います。

○菊川孝夫君 それじゃ最後にもう一

つだけ、一番初めに戻りまして、寡婦控除、それから不具控除、勤労、学生控除、これは当然控除額は相当引き上

げられても差しつかえないと思うので

す。それぞれの負担能力によつて負担させることから考えて当然だと思います。

これは幾ら引き上げられて

も文句は、不公平ではないと思ひます。

これを五千円くらいにいたしまして、傷

痍軍人の方の七千円に対しまして、実

は五千円未満税額控除ですから、五千

円の適用を受けないものと、それから

五千円以下であつて税金をかける必要

のないものと、それから税金をかけるものとのペーセンテージといふのは一

体どのくらいにわかつておるのです

か。この寡婦控除とか、不具者控除と

いうのに対するそれはおかわ

りになつておらんのですか。勤労学生

というのはそんな三千円も税金を払う

といふのは少ないと思ひうるが、五千

円に皆ひつかつちやつて当然だ

と思うのだが、不具者にいたしまし

ても……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 菊川委員の御要求の資料は実はわれわれの方にはございません。と申しますのは税金

のかかっているもので、そしてこの要件にかなつておりますがゆえに、一応控除を受けているものの人数はこれはわかります。税金がかかっていないもの、それは境目の人は考えられますが、主としては基礎控除とか、そ

いうところで所得税には全然縁がない

という方で、不具者とか寡婦とか、い

う、これはわれわれの方には数字はございません。それから勤労学生につい

てちょっとお話をございましたが、勤

労学生として普通菊川委員あるいはわ

れわれが考へているような、いわゆる

学生のアルバイトですね、これはもう

こうした控除の上に税金がかかると

か、からならないという問題にはほとん

ど触れて参りません。現在勤労学生の

控除を受けておりますのは、主として

はたとえば役所などに勤めていて、夜

学に通つていらっしゃるそういうよ

うな方が、これが勤労学生の控除とい

う一応の条項に該当しますので、まあ

どちらかと言えば、昼間に、まあもち

ろん給与も低いでしょうが、一応お勤

めを持つていて、そして同時に夜間の

大學なり何なりに通つて、こうい

う人が大体勤労学生控除の対象になつ

ております。結局今同じような四千円

の税額控除の制度がございますのは四

つございまして、不具者控除、老年者控

除、寡婦控除、勤労学生控除とわれわ

ういうような人は勤労学生控除

というようなところまでこない前に、

基礎控除なり何なりというところで、

と思うのだが、不具者にいたしまし

ても……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 菊川委員

の御要求の資料は実はわれわれの方にはございません。と申しますのは税金

のかかっているもので、そしてこの要件にかなつておりますがゆえに、一応控除を受けているものの人数はこれはわかります。税金がかかっていないもの、それは境目の人は考えられますが、主としては基礎控除とか、そ

これは不具者控除、老年者控除、寡婦

控除、勤労学生控除、これを全部合せ

た分の数字でございます。なお内訳も

別にござりますが、細かく申し上げる

ことは一応差し控えます。

○菊川孝夫君 そうすると、それだけ

適用を受けるわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今申しま

した六十万人の方が一応適用を受ける

わけでございます。

○平林剛君 今、の税額控除の点であり

ます、ここに書いてあるのは寡婦控

除と、不具者控除と書いてあるが、老

年者控除も勤労学生の控除も同じよう

に現行四千円を五千円に引き上げる

と、こういうわけですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 直接的な

お答えだけ申し上げますと、さよう

ございます。結果同じような四千円

の税額控除の制度がございますのは四

つございまして、不具者控除、老年者控

除、寡婦控除、勤労学生控除とわれわ

ういうような人は勤労学生控除

というようなところまでこない前に、

基礎控除なり何なりというところで、

と思うのだが、不具者にいたしまし

ても……。

○政府委員(渡邊喜久造君) お話のよ

う実情にあると思います。

○菊川孝夫君 そうすると、それぞれ

一千円の引き上げによって、この適用

を受くる人員といふものは大体推定さ

れて出しているのでしょうかね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十八年

度の実績の数字がございます。この数

の五に至るそれぞの控除につきまし

て一せいに引上げよう、こういう趣旨

であります。

た。租税特別措置法の一部を改正する

法律案の修正の中の選択控除ですね、

この点先ほどの御説明を伺つております

したが、どうもこれは一種のごまかし

のようだ感ぜられるのですが、予備的

に感ぜられるのですが、予備的

制度であると社会保険料控除は受けら

れない、これはおかしいじゃないか、い

るいは社会保険料といふのは確かにそ

れだけ保険料を払うわけですが、同時に

に国も相当の金を出して、それによつ

て病気の場合は治療を受けるとか、い

うの考え方がある。中小企業者とい

うような方々ですと、なかなかそれに

入ってない。そういう場合を

考へると、少くともこういうようなこ

と考へると、少くともこういうようなこ

してあまり今度の修正案というのにはじめ過ぎているのではなかろうか、つまりかなりの租税の税源になつてゐるところをあまり痛めつけると、私は今度は租税負担能力というものは次第に衰えてきて、政府の今後の徵稅の面において逆の面に悪影響があると思う。あなたの仰せのように、残つた二百万人の人を助けるということも租税の公平だという理屈は、ある面はあつたとしても、逆の面からいふと、租税の負担能力の大母体をこういうことによつていじめるということは、私はどうも正しい租税の取り立て方になつていかないのじゃなかろうかと思うのです。いじめているのではなく、ほかにも輕減しているのだという理屈は別の面で立つかもしれないが、それには配当控除額の引き上げとか、銀行利子の免稅の面から見ると、労働者と比較するとか、片方は優遇している。今回の所得稅の選択概算所得控除の新設などのごときは、まさにそういう意味からいくと、労働者にとってかなり割の悪い修正になつてゐると思うのです。こういう点からいくといかがでしようか。

○平林剛君 その点はまた提案者の方といいろいろ議論をいたすつもりであります。しかし私の指摘したい点は、今度の五%の選択概算所得控除がありましても、勤労者は切りかえしを受けているということだけは明らかになつたわけです。切りかえしと言うとおかしいが、逆にこの程度あらってさらつて持つていかれるところもある。これに反し配当控除額については、また今度の十億円ばかりの税源をもつて新たに配当控除額の引き上げをやられるわけであります。私これを通じて考えることは、どうも政府の、何と言いますか、経済政策の面において、これはあなたに聞くのはちょっと違うかもしれませんけれども、こういう感じがするのですよ。さつきシヤウブ勧告の話も出ましたが、最近の政府のやり方を見ると、公債政策でもとのために、これから一年間か二年間の間資本蓄積というような名目立てて、だんだんそれを温存させて、経済政策の面を次第に公債発行の面で補つていくというような準備をしているような感じがしてならないわけです。つまりこの一年ないし二カ年の間銀行利子に対しても免稅するとか、配当所得に対する軽減をするとか、大きな資本を擁護していくと、そして将来公債発行のような経済政策に切りかえる準備をもうしているんじゃなかろうか。こいつ心配を私はするわけであります。しかし、これはどちらがいいかと申し上げることは差し控えたいと思います。

す。その点はどうなんでしょう。  
○政府委員(渡邊喜久造君) 今度の政府の原案なり、それから修正原案におきまして、資本蓄積を促進したい、それに税制におきましても、ある程度その意味をこめた税制改正を行いたい。これはその通りだと思います。では、それは銀行等について考えてみれば、從来のオーバー・ローンを解消する、事業会社について考えてみれば、自己資本を充実する。こういう方向によって初めて日本経済というものが健全な発達をしていくのだ。従つてそういう方向に進むように税制もやはり一応強力な建前をとる、これは言えると思います。ただそれからすぐ公債発行の準備というのを考えておりませんので、これがそのままの基盤であるということは、ちょっと私はまだそこまではすぐには結論が出てこないので、いかといふうに思つております。

だんだん政府の政策が自衛隊を増強していくようになりますと、今口うがないと言つては語弊がありますが、あまりはつきり公約し過ぎたから一応片づけなければならないので減税を行つてはならないと申します。この減税政策は国民に公約したからして、内政費が必ずあるという段階においては、今後この財源をどこに求めるかといふことを、今回の税制改正の中で、配当控除額の引き上げであるとか、銀行利子の免除であるとかいうようなことを認めようと、するするとそういう坂道をだんだん下つていくような感じがせらるるのであります。これは別なときの議論でござさん。

それで私の聞きたい点は、こういうようなことについて大きな資本を持っている人たちに対しては割合に有利な税制改正が今回行われようとしているわけでありますけれども、私はやっぱり勤労者あるいは中小企業者、農民に対する配慮からみるというと、どうしてもこの大資本擁護の政策にいかざるを得ないと思うのであります。それでも特に逆面からいって、最近の利金の取り立て方の中では、私は銀行預金にしても、投資信託にても、最近無記名というやつが制度としてとられているわけですね。あれは脱税の温床になつてゐる傾向が現われているんじやないかと思うのですがいかがでしょうか。そういう点について私は今後どうせ税制を改正するなら、そういう面についてあなたの方で何か特別な対策を考慮すべきではないだらうか。特にいろいろ

る問題も起きましたして、ある有名な資家の資産を調べてみたら、自分名義のものが一銭もなかつた。そういうわざであるはずだなといふ人がお金が、一文もないのだという形式的なうなことがよく問題になることがあります、こうして大きな金を持つて人が便宜的に方々いろいろな形をえて脱税できるような仕組みになつてゐるよう思ひます。こうう面に対する対策をこの租制の改正からんで、何かお考になつたことがないかどうか。そういうことをお聞きしたいのです。

○平林剛君 私はこれで大体最後にしますが、どうも全般の御説明を受けていて、やはり労働者や小さい法人などは、今度の修正案にかかるわらず、あまりよい修正にならないと思うので、むしろ今度の修正の予算は他の適当なところに振り向かたいという気持ちで一ぱいありますけれども、特に私は申し上げた税源の温存というような意味で、労働者に対する何らかの措置ということが、これとは別に必要な感じを持つておるわけあります。

特に私は昨年度の実際の租税収入状況などをみますと、源泉所得税が他の各種の税金に比較するとオーバーしているわけですね、大体において源泉所得税が、大体全労働者のやつが予定の予算よりも二十六億五千二百万円ばかりふえているのじやないか。これはほんのものに比べて労働者の方が完全徴収があるから、この際ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 国税庁で徴税をして参りますのは、これは結局税法の定めるところによってやさしいわけでございまして、税法の関係からいってそこに取り過ぎがあるという問題は、これはないと思います。ただわれわれが見積った場合と結果との間にある程度各税によつてふえるものもあり、減るものもある。これは正直にいいまして、実はある程度私はこがんべん願えなければやむを得ない。ことしは御承知のように予算の編成が相当遅れましたために別でございますが、通常としてでございますと、たとえば

昭和三十一年度の予算を組もうとしたと見えているのですがね。たとえば農家の問題と比較をするわけでありますが、本年度の米価の問題に関連をして、予算で見積る額との差から、ある二月の遅くも初めまでには一応計数をある程度整理してしまわなければならぬのが、これは事務の方からくる実際の要請でございます。従いましてごく荒っぽくいえば、一年ないし一年半先の見通しを実はやらなければならぬわけです。そこで給与所得の場合において特に出るわけですが、ベースが実は百円、二百円、あるいは八百円違います。それでも、数が多くございますし、従いまして、特にまあ現在の所得税の建前でありますと累進税率をとつておりますから、われわれがたとえばベースが一万五千円と計算した場合と、一万五千円と計算した場合で、その八百円が非常に大きな額に出てくるわけですが、一体これはどういうところに原因があるか、この際ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 予算委員会でお話を申しましたのは、実は御質問によつてお答えしたのじやなくて、私の補足説明として申し上げたわけですが、やはりそこにある程度のプログラマ、マイナスがあるということはやむを得ないのじやないだらうかといふふうに考えております。

○平林剛君 それで私は、まああなたの方の見込み違いを指摘しておるわけではございません。それは源泉所得控除が非常に労働者に不利なようになりますと累進税率をとつておりますが、やはりそこにある程度のプログラマ、マイナスがあるということはやむを得ないのじやないだらうかといふふうに考えております。

○政府委員(渡邊喜久造君) 予算委員会でお話を申しましたのは、実は御質問によつてお答えしたのじやなくて、この際あなたの御見解を承つておきたい。

○平林剛君 それで私は、まああなたの方の見込み違いを指摘しておるわけではありません。それは結局このままではございません。それは御質問によつてお答えしたのじやなくて、この際あなたの御見解を承つておきたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 予算委員会でお話を申しましたのは、実は御質問によつてお答えしたのじやなくて、私の補足説明として申し上げたわけですが、やはりそこにある程度のプログラマ、マイナスがあるということはやむを得ないのじやないだらうかといふふうに考えております。

○平林剛君 それで私は、まああなたの方の見込み違いを指摘しておるわけではありません。それは結局このままではございません。それは御質問によつてお答えしたのじやなくて、この際あなたの御見解を承つておきたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 予算委員会でお話を申しましたのは、実は御質問によつてお答えしたのじやなくて、私の補足説明として申し上げたわけですが、やはりそこにある程度のプログラマ、マイナスがあるということはやむを得ないのじやないだらうかといふふうに考えております。

○平林剛君 それで私は、まああなたの方の見込み違いを指摘しておるわけではありません。それは結局このままではございません。それは御質問によつてお答えしたのじやなくて、この際あなたの御見解を承つておきたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私は今度の三十年度の歳入見積り、それの自然増収が、たとえば二十九年度、二十八年度といったときのようにそう出る見積りだと実は思つております。昨年におきましても同じような考え方でやつたのですが、どちらかといえば、

われわれの方がこれはおじぎをしなければなりませんでしょ、が、デフレがもつとシヴィアにやつてくるのではないかと実は見過ぎていたのです。それで、情勢からしまして必ずしもそうではない。同時に現在の程度でもつて大体横ばいしていけば、日本経済の基礎もだんだん固つていくのじゃないか、外貨の收支など最近多少悪くなつていて、大したことはない。そういうような基礎に基きまして一応今度の減税案ができるわけでございます。

従いまして予算から見ますと、酒の収入が百九十億ふえる、それから砂糖の収入が五十何億ふることになつて

いますが、昨年の、従つて自然増収後の実績と比較していたたきますと、そ

んなに大きくふえておるわけでは実はないのです。それで政府原案で三百二十七億、今度修正を入れますと、それ

が六十七億加わりまして三百九十四億になりますが、それだけの減税がなさ

りますが、それで來年度になりますとさらに年度化してそこに相当の額がふえる

が、税収としまして、ある程度私は本年度程度の税収はこれは維持できると思

いますが、それは修正の……しかし

かしそこにさらに大きな来年自然増収が出てくる、まあそれは三十一年度に

おける三十三年度との比較における自然増収と申し上げたいと思いますが、そ

う大きな額が出てくるとは実は思つておりません。もちろんこれがインフレの方にころがつていけば、これは實質はとにかくとして、名目的な数字の上の額はふえます。しかしこれがインフレ意味がないんです。同時に従来の自然増収の姿を見て参りましても、やはり朝鮮ブルームとか何とかあって、そし

て物価が相当思い切つて上ったこういったときは実は一番われわれの見積りが相当狂うのでございまして、われ

われはそこでもつて物価が上るということを予想していなかつたのにまあ物

価が上つた。で今度の見積り、今後の経済情勢というものがどう物価が上がる

ことと予想されておりませんから、まあそういう意味から申しますと、私が今申し上げたことが大

きな基础に基きまして一応今度の減税案ができるわけでございます。

○岡三郎君 そうするというと、私は

外貨の方の状況を見ても一応樂觀ができないのじゃないかと思います。實際の面においてそうあまり樂觀できない

のじゃないか。で、まあこういうふうに減税することもけつこうだし、それからまあいろいろと支出するのもいい

んですが、結局今八合目だと、こうい

う論があつたんですけど、八合目という

議論から十合目に一へんに行つて、そうしてその中で拡大均衡という点から

してその中で拡大均衡といふ点からい

う論があつたんですけど、八合目とい

う議論があつたんですけど、八合目とい

レを招来するという一つの見通しの上に立つて私はやはり今御質問しているわけですが、そういう点で、この前も木村さんが言つたように、税収がだんだんきびしくなってきて自然増収にならる。そしてここで切りかわって頂上に行くという点で、それが無理だということになれば、すりかわって公債その他の方の政策がとられてくるような段階になつてわれわれが騒ぐでもよつとおそいのであります。今から騒ごうと思つてゐるわけですが、一つその点、今一つの例として出した労働者に対するところの減免措置というものを、これを一つ十分考えて、今後大蔵委員会に衆議院の社会党の提案が回つてくるのですがね。これは委員長においても、五千円くらいの免税という点については極力通してもらおうようには私はやつてくれなければ困ると思っているのですがね。一つそのときには主税局の方は、大手を振つて、総体的に考えたときにやむを得ないぐらいの返事をしておいてもらいたいと思う。(笑聲)

は総数の二割くらいあります。われわれはその財源が許し、将来の見通しが許せば、それは労働者といわず、たとえば基礎控除を上げると扶養控除を上げるとか、そういういろいろな施策によってこれを、税を軽減していくことにはやぶさかであるものではございません。ただ、今言ったように、労働者の、しかも一部の方だけがもらっているものにそうした措置をとることが果して妥当であるうか、これには多分に疑問を持つております。

そこで要するに問題として、もしや

万人が承知している。だからその点だけはいいますと、部分的であるという面はあるとしても、まあそこら辺から一つぱちぱちと一ぺんやつてみようといふところでもやつてもらいたいと思うのですが、ここでこれ以上言つてもしようがないから、委員長これでやめます。

○説明員(白石正雄君) 先ほど小林委員から五百円未満、当時の平均を五十万円と申し上げましたところが、百五十万円なんじやないか、こういうふうな御質問があつたわけであります。今試算してみますと五十二万円になりますので、間違いございませんので、はつきりさせておきます。小林委員は五百円から百万円までの間の計算をやつておられましたので、それが百五十万程度になります。五百万未満の全部を平均いたしますと五十二万になりますので、さよう御了承を願います。

○菊川幸夫君 あまり一人でやっていいかぬと思いますので……。

渡邊さんにお伺いしたいのは、直接税と間接税の比率は、今度の改正案でも戦後初めての間接税がふえて、そうして直接税が減つてきているのです。が、これはあなたの方からお出し願いました予算の説明によりますと、今年の改正案が、戦前は別といたしまして、戦後初めて間接税がこういうことになつていて、これが、直接税と比較いたしまして、これから将来ずっと、民主党の政策といいますか、現内閣の政策というものはこのように間接税の上に立つてやつていこう、こういうふうなお考えのもとに進めていかれるのですか、修正案もやはりそういう構想のか、一萬田さんの健全構想というの

は、酒をたくさん飲ましたり、たばこをたくさんすわしてふやしていこう、率直に言つて、こういうふうな答申がなつたが、やはりそういうふうな構想ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 直接税と間接税とをどういうふうに振り合いかにしていくべきか、これは私いろいろ議論があると思っております。今度の結果は、確かにおり直接税の方の負担が重圧感が強い。従つて減税をするにこちらの方に重点をおいて減税すべきだ、こういうふうな考え方でむしろ全体を調整しております。昨年はむしろ政策的には間接税の方をふやして、直接税の方を減らすのだ、相当一つの意図的なことをやりました。しかしそれにもかかわらず、自然増収の方の数字が直接税の方が大きくて、間接税の方がそれほどでなかつたために、間接税の方を税制改正して引き上げて、直接税の方は減らしながらなおかつあとの年は意図的には特にそつした意図は、間接税の方を増税して、直接税の方を減税するという意図はなかつたのです。今まで三百二十七億という減税をやる場合におきましては直接税の方に集中してやるべきだ、こういう意図はございました。ただ、将来の問題として、間接税を中心やってべきか、直接税を中心やるべきか、いろいろな議論があると思つております。

多少私の個人的な見解を申し上げて恐縮ですが、昭和二十三、四年ころ私

がつくづく感じたことは、間接税は大衆課税だ、直接税はそうじゃないこういう議論で、これはごくオーソドックなものの見方であります。ところがあの当時におきましては、直接税自身が実は大衆課税になつてしまつた。そのため納税者の数も千何百万という非常に大きな数字、たしか千九百万……、そうしますと直接税であるが、間接税であるかということは、大衆課税であるかないかということを規定するのもじやなくて、直接税自身が大衆課税になつた。

もう一つ感じましたことは、直接税による大衆課税ということは、非常に問題が多い問題でございまして、結局税務行政自身が下手をすると麻痺をして動かなくなります。従つて間接税でやる。もしどうしても大衆課税をやらなければならぬという情勢なら、むしろこれは間接税でやるべきじゃないかと思つましたが、しかし、といつて適當なる間接税もなかつた。そういうような意味におきましてなかなか具体的な策ができなかつた。結局その後においてあらゆる減税の機会においては直接税を中心へ減税してきました。こういうのが現状でございます。

将来の税制はどう持つていくかという問題につきましては、一体直接税による課税でどれだけの財源を確保できるか、まずもつて中心はそこから出発すべきものだと思っております。そしてこれはやはり数の問題でもございまして、財源確保の場合におきましては、大衆の方にある程度は負担してもらわなければならぬという事態になりますので、財源確保の場合におきましては、大衆の方にもある程度は負担してもらわなければならぬという事態になりましたときに、どういう方法でそれを見直してもらうかという問題を第二

段として考えるべきだ。できるだけは大衆の負担にならぬようなことです。主要の財源を確保する。第二段の問題として、それじゃどうしても財政がまかない切れないときにどういう方法でやるべきかというとき簡税の問題が出てくるのではないか、かように考えております。

○菊川義夫君 この間法人税を三五%に引き上げるときには、非常に当時の主税局長は平田さん、今の国税局長官ですが、引き上げようという、そのかわりに租税特別措置法によつて処置をしようというのが構想だったが、あなたの方は、渡邊さんは、法人税を引き下げていこうとするのだが、引き上げる反面において租税特別措置法による減免処置ということについてはあわせて考慮をされて引き下げる、こういうふうにあなたの方は考へておられるのですか。平田さんは非常に努力されまして法人税の引き上げをやられた。あなたは今度はそれを引き下げようとするのだが、引き下げようとする場合においては租税特別措置法と密接な関係があると思うのだが、これは一体そういうふうにあなたと前の局長との間にちよつと違つておるが、もちろん政府もかわつておりますが、これはあの当時は朝鮮ブームでもうかつておるから法人税を上げたのだが、もうかつておるから法人税を上げるというのは、率を上げいにしても、欠損が入つておれば税金がとれないから、税の額は連つてくる、率によつてどうするということはおかしいと思ひますけれども、どういう構想によつてこれを下げようとするのですか。

り四二%に上げたときは、その三五%に据え置きましたが、もちろんその税収は上りますが、あのときはいわゆる超過所得税をやつたらいいのじゃないか、いろいろな議論が出たように聞いております。それで再評価の問題もまだ片づいておりませんでしと、それで四二%という考え方が出てきたわけだと思います。それで同時に税負担が高いと思つております。同時に税負担が高いこと、一つはやはり租税特別措置法によるいろいろな措置を考えられたと思つております。ただ四二%といふ率は、昨年の税制調査会におきましても相当御議論がありました。いかにも高いじゃないか、特に地方税の事業税、あるいは法人税割といったようなものを加算して参りますと、加算の仕方にはいろいろ議論がござります。低く見積つても五十幾つという数字が出てくる。ただ単純に加算すれば六十近い数字が出る。それが事業税が十二ありますから、四十二に十二足すとそれまで五十四になつてしまふ。それに法人税割を加えますと、これは計算の仕方で、事業税が経費になるということとで、単純な計算をするということについては別な議論がありますが、ごくしくらうとわかりのいいように税率だけ純に寄せて、いきますと、五十六ですか、何かそんな数字が出てくる。そうすると百もうけても五十六が税金だ、会社に残るのは四十幾つ、それから配当もしなければならぬ、留保もしなければならぬ、どうしても法人税を中心と税率を下げていく必要があるのじやないか、こういうふうな答申がありました。

で今度は四十二を四十に下げた。ただそれと関連して菊川委員お話になつた、とにかく片方で上げたときに租税特別措置法を相当ゆるやかにしていろいろな措置を講じた。だから下げるべきじやないか、これは一つの御意見だと思います。ただ四十二を四十に下げたという程度で下げた幅も非常に狭うございますし、それから租税特別措置法を検討するにつきましては、やはりいろいろな問題ふく在しております。今度税制調査会などによって御審議を願う場合におきましては、やはりこの問題をそのまままとめておきましては、租税特別措置法をすぐ整理するという案は別に提案しながつたわけでございます。後日の問題として、これはわれわれの方としても取っ組んでいただきたいと考えております。

ていたとき二十五なるものがきまで、四十二に上げましたときにこの二十五はそのまま据え置かれた、これはいろいろ、要するに議論がありまして、が、ただ事実だけ申し上げますと、そういう事実はござります。それで改訂になると、これは今度の税制の修正を擱ねて、法人税を下げる機会に配当控除を置いて、話すのよな御議論もあるかと思つております。しかし一応論をなす人は、現在の二十五というのは三十五との間にきまつたのじゃないか。従つて一は四十二が四十に下つたとしても、そこにはやはり問題があるんじゃないかといふような議論は片方にあるわけでござります。ただ、まあ私は今度二十五をとりあえず、このとりあえずといふか、二ヵ年と限りまして三十にしたというようなことにつきましては、大体あるいは三十五とかいうような結果の二十五がいいとか、三十がいいとか、計数の論理的な結論というよりも、源泉をとにかく五を下げた、しかし結果それが申告に入つて全部取り戻されるので、下げるとは意味をなさない。この前菊川委員の言つたように、何でそれは減税したんだ、どこが軽いのだ、というような御質問を受けたことがありました。しかし、そういう意味において、結局二十五を三十に上げることによって、源泉を下げたことがそのまま株主のフェイバーになるといった意味でお上げになつたのじゃないか、私はこれは推察でござりますから、必ずしもうだと申し上げるわけではございません。

度だけ聞いておきたいのは、物品税について、一体マッチであるとか、それからラムネのようなものだけに物品税をかけなければならぬ理由、もうそろそろ消滅しておるのじゃないかと思ひますが、これを修正のときにお考えにならなかつたのはどういう理由か。マッチ、ラムネに物品税をかけるといふのは、まあテレビジョンだと高級の写真機というのならば僕らもわかると思ひますが、これは何かどうしてもかけなければならぬ理由があるのですか、一つ伺つておきます。ほかの税との振り合い上……。

論者は、中小企業者の作っているものはなかなかやりにくい、これの要するに税金を考えたらいいじゃないか、消費者がこれも負担するんだという、それは確かに税法の建前はそうです。しかし現実の経済の動きというものを見ていますと、必ずしもそうでない面がある。これは菊川委員は私よりよく御存じだと思つておりますが、だからそいつた二つの矛盾した要素があるわけだと思います。そこをどう調整していくという問題として、やはり物品税については全面的に考えていく、もちろん時期がもうきているかも知れないと思つておりますが、今度の改正によりましてはなかなかちょっとそこまで手が回りませんでしたので、これは私の少くとも希望として、ことに税制調査会などにおいてとっくに御審議頂った上で一つの方向を出していきたい。社会党などで奢侈品課税といったような御意見もあるよう伺つておりますが、一体奢侈品とは何を言うかという、その科目を拾い上げてみると、そういうふうに具体的な問題になりますといふと、なかなか問題があるわけございまして、われわれとしても今後大いに勉強していきたいというふうに考えております。

○菊川孝夫君 それでは今の答弁になつておらんので、ラムネ、マッチに物品税をかけなければならん理由、どうしてもほかの税とのつり合いで残しておかなければならんものか、当然この点は対象になるべきものかどうか、この点を伺つておきます。

○政府委員(渡邊喜久造君) その点につきましては、今度の修正では議論はありませんでした。それは結局修正に

よつて減税の幅を大きくしようとする場合には、やはり現状においては直接税を中心と考えていくべきだ、こういう考え方が基礎になつたように思います。  
○委員長(青木一男君) 本日はこれにて散会します。  
午後四時四十六分散会

昭和三十年六月十四日印刷

昭和三十年六月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局